

## 交付図書の訂正について

令和5年7月13日付で入札公告を行った「秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事」に  
係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者へ送付いたします。

令和5年9月15日

契約責任者

東日本高速道路株式会社  
東北支社長 田仲 博幸

### 【訂正内容】

- ・特記仕様書
- ・割掛対象表
- ・設計図

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正誤表(1/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																																																																																																																																
特記仕様書 目次	<p>目 次</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>目 次</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事概要</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2. 適用する共通仕様書</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4. 間接工事費の変更</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5. 材料調達に伴う変更</td> <td>.....</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6. 配置技術者について</td> <td>.....</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7. 工事用地等に関する事項</td> <td>.....</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>8. 自工区外盛土場に関する事項</td> <td>.....</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9. 関連施設との他との関係</td> <td>.....</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>10. 工事用電力に関する事項</td> <td>.....</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>11. 作業日及び作業期間に関する事項</td> <td>.....</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>12. 関連工事に関する事項</td> <td>.....</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>13. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項</td> <td>.....</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>14. 工事用道路に関する事項</td> <td>.....</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>15. 工事用材料に関する事項</td> <td>.....</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>16. 貸与品に関する事項</td> <td>.....</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>17. 残存物件に関する事項</td> <td>.....</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>18. 保安に関する事項</td> <td>.....</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>19. 環境保全に関する事項</td> <td>.....</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>20. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項</td> <td>.....</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>21. 部分引渡し及び部分使用に関する事項</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>22. 現場環境改善に関する事項</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>23. 工事用プレートに関する事項</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>24. 道路構造物点検の実施</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>25. 三者協議会に関する事項</td> <td>.....</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>26. 設計変更ガイドラインの活用について</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>27. 工事変更等検討会の設置について</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>28. コリンズへの工事概要及び位置情報の入力</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>29. 保険の付保及び事故の補償</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>30. 工事細部に関する事項</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>31. 補足事項</td> <td>.....</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>		目 次	頁	1. 工事概要	.....	1	2. 適用する共通仕様書	.....	1	3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限	.....	1	4. 間接工事費の変更	.....	1	5. 材料調達に伴う変更	.....	2	6. 配置技術者について	.....	2	7. 工事用地等に関する事項	.....	3	8. 自工区外盛土場に関する事項	.....	4	9. 関連施設との他との関係	.....	4	10. 工事用電力に関する事項	.....	5	11. 作業日及び作業期間に関する事項	.....	6	12. 関連工事に関する事項	.....	8	13. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項	.....	9	14. 工事用道路に関する事項	.....	10	15. 工事用材料に関する事項	.....	10	16. 貸与品に関する事項	.....	11	17. 残存物件に関する事項	.....	11	18. 保安に関する事項	.....	11	19. 環境保全に関する事項	.....	13	20. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	.....	14	21. 部分引渡し及び部分使用に関する事項	.....	15	22. 現場環境改善に関する事項	.....	15	23. 工事用プレートに関する事項	.....	15	24. 道路構造物点検の実施	.....	15	25. 三者協議会に関する事項	.....	16	26. 設計変更ガイドラインの活用について	.....	17	27. 工事変更等検討会の設置について	.....	17	28. コリンズへの工事概要及び位置情報の入力	.....	17	29. 保険の付保及び事故の補償	.....	17	30. 工事細部に関する事項	.....	17	31. 補足事項	.....	37	<p>目 次</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>目 次</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事概要</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2. 適用する共通仕様書</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4. 間接工事費の変更</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5. 材料調達に伴う変更</td> <td>.....</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6. 配置技術者について</td> <td>.....</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7. 工事用地等に関する事項</td> <td>.....</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>8. 自工区外盛土場に関する事項</td> <td>.....</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9. 関連施設との他との関係</td> <td>.....</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>10. 工事用電力に関する事項</td> <td>.....</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>11. 作業日及び作業期間に関する事項</td> <td>.....</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>12. 関連工事に関する事項</td> <td>.....</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>13. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項</td> <td>.....</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>14. 工事用道路に関する事項</td> <td>.....</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>15. 工事用材料に関する事項</td> <td>.....</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>16. 貸与品に関する事項</td> <td>.....</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>17. 残存物件に関する事項</td> <td>.....</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>18. 保安に関する事項</td> <td>.....</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>19. 環境保全に関する事項</td> <td>.....</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>20. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項</td> <td>.....</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>21. 部分引渡し及び部分使用に関する事項</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>22. 現場環境改善に関する事項</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>23. 工事用プレートに関する事項</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>24. 道路構造物点検の実施</td> <td>.....</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>25. 三者協議会に関する事項</td> <td>.....</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>26. 設計変更ガイドラインの活用について</td> <td>.....</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>27. 工事変更等検討会の設置について</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>28. コリンズへの工事概要及び位置情報の入力</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>29. 保険の付保及び事故の補償</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>30. 工事細部に関する事項</td> <td>.....</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>31. 補足事項</td> <td>.....</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>		目 次	頁	1. 工事概要	.....	1	2. 適用する共通仕様書	.....	1	3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限	.....	1	4. 間接工事費の変更	.....	1	5. 材料調達に伴う変更	.....	2	6. 配置技術者について	.....	2	7. 工事用地等に関する事項	.....	3	8. 自工区外盛土場に関する事項	.....	4	9. 関連施設との他との関係	.....	4	10. 工事用電力に関する事項	.....	5	11. 作業日及び作業期間に関する事項	.....	6	12. 関連工事に関する事項	.....	8	13. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項	.....	9	14. 工事用道路に関する事項	.....	10	15. 工事用材料に関する事項	.....	10	16. 貸与品に関する事項	.....	11	17. 残存物件に関する事項	.....	11	18. 保安に関する事項	.....	11	19. 環境保全に関する事項	.....	13	20. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	.....	14	21. 部分引渡し及び部分使用に関する事項	.....	15	22. 現場環境改善に関する事項	.....	15	23. 工事用プレートに関する事項	.....	15	24. 道路構造物点検の実施	.....	15	25. 三者協議会に関する事項	.....	16	26. 設計変更ガイドラインの活用について	.....	16	27. 工事変更等検討会の設置について	.....	17	28. コリンズへの工事概要及び位置情報の入力	.....	17	29. 保険の付保及び事故の補償	.....	17	30. 工事細部に関する事項	.....	17	31. 補足事項	.....	37
	目 次	頁																																																																																																																																																																																																
1. 工事概要	.....	1																																																																																																																																																																																																
2. 適用する共通仕様書	.....	1																																																																																																																																																																																																
3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限	.....	1																																																																																																																																																																																																
4. 間接工事費の変更	.....	1																																																																																																																																																																																																
5. 材料調達に伴う変更	.....	2																																																																																																																																																																																																
6. 配置技術者について	.....	2																																																																																																																																																																																																
7. 工事用地等に関する事項	.....	3																																																																																																																																																																																																
8. 自工区外盛土場に関する事項	.....	4																																																																																																																																																																																																
9. 関連施設との他との関係	.....	4																																																																																																																																																																																																
10. 工事用電力に関する事項	.....	5																																																																																																																																																																																																
11. 作業日及び作業期間に関する事項	.....	6																																																																																																																																																																																																
12. 関連工事に関する事項	.....	8																																																																																																																																																																																																
13. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項	.....	9																																																																																																																																																																																																
14. 工事用道路に関する事項	.....	10																																																																																																																																																																																																
15. 工事用材料に関する事項	.....	10																																																																																																																																																																																																
16. 貸与品に関する事項	.....	11																																																																																																																																																																																																
17. 残存物件に関する事項	.....	11																																																																																																																																																																																																
18. 保安に関する事項	.....	11																																																																																																																																																																																																
19. 環境保全に関する事項	.....	13																																																																																																																																																																																																
20. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	.....	14																																																																																																																																																																																																
21. 部分引渡し及び部分使用に関する事項	.....	15																																																																																																																																																																																																
22. 現場環境改善に関する事項	.....	15																																																																																																																																																																																																
23. 工事用プレートに関する事項	.....	15																																																																																																																																																																																																
24. 道路構造物点検の実施	.....	15																																																																																																																																																																																																
25. 三者協議会に関する事項	.....	16																																																																																																																																																																																																
26. 設計変更ガイドラインの活用について	.....	17																																																																																																																																																																																																
27. 工事変更等検討会の設置について	.....	17																																																																																																																																																																																																
28. コリンズへの工事概要及び位置情報の入力	.....	17																																																																																																																																																																																																
29. 保険の付保及び事故の補償	.....	17																																																																																																																																																																																																
30. 工事細部に関する事項	.....	17																																																																																																																																																																																																
31. 補足事項	.....	37																																																																																																																																																																																																
	目 次	頁																																																																																																																																																																																																
1. 工事概要	.....	1																																																																																																																																																																																																
2. 適用する共通仕様書	.....	1																																																																																																																																																																																																
3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限	.....	1																																																																																																																																																																																																
4. 間接工事費の変更	.....	1																																																																																																																																																																																																
5. 材料調達に伴う変更	.....	2																																																																																																																																																																																																
6. 配置技術者について	.....	2																																																																																																																																																																																																
7. 工事用地等に関する事項	.....	3																																																																																																																																																																																																
8. 自工区外盛土場に関する事項	.....	4																																																																																																																																																																																																
9. 関連施設との他との関係	.....	4																																																																																																																																																																																																
10. 工事用電力に関する事項	.....	5																																																																																																																																																																																																
11. 作業日及び作業期間に関する事項	.....	6																																																																																																																																																																																																
12. 関連工事に関する事項	.....	8																																																																																																																																																																																																
13. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項	.....	9																																																																																																																																																																																																
14. 工事用道路に関する事項	.....	10																																																																																																																																																																																																
15. 工事用材料に関する事項	.....	10																																																																																																																																																																																																
16. 貸与品に関する事項	.....	11																																																																																																																																																																																																
17. 残存物件に関する事項	.....	11																																																																																																																																																																																																
18. 保安に関する事項	.....	11																																																																																																																																																																																																
19. 環境保全に関する事項	.....	13																																																																																																																																																																																																
20. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	.....	14																																																																																																																																																																																																
21. 部分引渡し及び部分使用に関する事項	.....	15																																																																																																																																																																																																
22. 現場環境改善に関する事項	.....	15																																																																																																																																																																																																
23. 工事用プレートに関する事項	.....	15																																																																																																																																																																																																
24. 道路構造物点検の実施	.....	15																																																																																																																																																																																																
25. 三者協議会に関する事項	.....	16																																																																																																																																																																																																
26. 設計変更ガイドラインの活用について	.....	16																																																																																																																																																																																																
27. 工事変更等検討会の設置について	.....	17																																																																																																																																																																																																
28. コリンズへの工事概要及び位置情報の入力	.....	17																																																																																																																																																																																																
29. 保険の付保及び事故の補償	.....	17																																																																																																																																																																																																
30. 工事細部に関する事項	.....	17																																																																																																																																																																																																
31. 補足事項	.....	37																																																																																																																																																																																																

正誤表(2/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
特記仕様書 添付資料	<p>添付資料</p> <p>様式-1 間接工事費計画書の提出について 様式-2 間接工事費増加費用の負担額に関する協議書 様式-3 間接工事費増加費用の負担額同意書 様式-4 材料調達変更計画書の提出について 様式-5 材料調達実績報告書の提出について 様式-6 取得報告書 様式-7 工事費構成内訳書 様式-8 工程表 様式-9 工事履行報告 様式-10 残存物件引渡書 様式-11 再生資材供給可能量の照会について 様式-12 再生資材供給可能量報告書 様式-13 工事用プレート使用状況等記録簿 様式-14 工事記録情報 完了届 別添-1 秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事三者協議会協定書（案） 管理様式-1 鋼管杭基礎調書 管理様式-2 支柱・胴縁の外観、計上寸法測定の現場報告書 出来形様式-1 鋼管杭基礎調書 出来形様式-2 出来形様式-3 支柱据付調書</p>	<p>添付資料</p> <p>様式-1 間接工事費計画書の提出について 様式-2 間接工事費増加費用の負担額に関する協議書 様式-3 間接工事費増加費用の負担額同意書 様式-4 材料調達変更計画書の提出について 様式-5 材料調達実績報告書の提出について 様式-6 取得報告書 様式-7 工事費構成内訳書 様式-8 工程表 様式-9 工事履行報告 様式-10 残存物件引渡書 様式-11 再生資材供給可能量の照会について 様式-12 再生資材供給可能量報告書 様式-13 工事用プレート使用状況等記録簿 様式-14 工事記録情報 完了届 別添-1 秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事三者協議会協定書（案） 管理様式-1 鋼管杭基礎調書 管理様式-2 支柱・胴縁の外観、<span style="border: 1px solid red;">計上寸法測定の現場報告書</span> 出来形様式-1 鋼管杭基礎調書 出来形様式-2 出来形様式-3 支柱据付調書</p>

## 正誤表(3/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																															
特記仕様書 1頁	<p>1. 工事概要 1-1 工事名 秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事</p> <p>1-2 道路名 秋田自動車道 2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台／日以上の車道</p> <p>1-3 工事箇所 (自) 岩手県和賀郡西和賀町大渡 (湯田IC) 緯度39°18'47" 経度140°44'49" (至) 秋田県大仙市協和中淀川 (協和IC) 緯度39°35'47" 経度140°16'57" 市街地部（D1D地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない</p> <p>2. 適用する共通仕様書 契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和5年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和5年7月版を適用するものとする。</p> <p>3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限 3-1 主任補助監督員の権限 共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）の表に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-25-1</td> <td>安全対策</td> <td>・安全教育の提出先</td> </tr> <tr> <td>1-60</td> <td>工事看板の設置</td> <td>・設置が困難な場合の理由書の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-3-3</td> <td>交通規制計画</td> <td>・交通規制工実施報告書の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-4-3</td> <td>交通保安要員計画</td> <td>・交通保安要員実施報告書の提出先</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 間接工事費の変更 4-1 対象となる項目 本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。 (1) 営繕費 労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る） (2) 労務管理費 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用 (3) 上記（1）（2）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>4-2 工事費構成内訳書 発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。</p> <p>4-3 間接工事費計画書の提出 受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書3-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。 なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。</p> <p>4-4 間接工事費の増加費用の協議 (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計</p>	条項	項目	内 容	1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先	1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先	19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先	19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先	<p>1. 工事概要 1-1 工事名 秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事</p> <p>1-2 道路名 秋田自動車道 2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台／日以上の車道</p> <p>1-3 工事箇所 (自) 岩手県和賀郡西和賀町大渡 (湯田IC) 緯度39°18'47" 経度140°44'49" (至) 秋田県大仙市協和中淀川 (協和IC) 緯度39°35'47" 経度140°16'57" 市街地部（D1D地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない</p> <p>2. 適用する共通仕様書 契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和5年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和5年7月版を適用するものとする。</p> <p>3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限 3-1 主任補助監督員の権限 共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）の表に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-25-1</td> <td>安全対策</td> <td>・安全教育の提出先</td> </tr> <tr> <td>1-60</td> <td>工事看板の設置</td> <td>・設置が困難な場合の理由書の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-3-3</td> <td>交通規制計画</td> <td>・交通規制工実施報告書の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-4-3</td> <td>交通保安要員計画</td> <td>・交通保安要員実施報告書の提出先</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 間接工事費の変更 4-1 対象となる項目 本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。 (1) 営繕費 労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る） (2) 労務管理費 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用 (3) 上記（1）（2）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>4-2 工事費構成内訳書 発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。</p> <p>4-3 間接工事費計画書の提出 受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書4-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。 なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。</p> <p>4-4 間接工事費の増加費用の協議 (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計</p>	条項	項目	内 容	1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先	1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先	19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先	19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先	1
条項	項目	内 容																															
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先																															
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先																															
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先																															
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先																															
条項	項目	内 容																															
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先																															
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先																															
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先																															
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先																															

## 正誤表(4/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																															
特記仕様書 3頁	<p>なお、施工経験における従事役職は問わない。 道路橋における下部工及び上部工の耐震補強工事、又は道路橋における下部工の新設工事。</p> <p><b>6-2 配置技術者の要件</b> 共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(3.1)の「特記仕様書で規定する内容」は「建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有するもの」とする。 なお、現場代理人を本特記仕様書6-1「配置技術者の経験」の工事経験を有する配置技術者とする場合、現場代理人は建設業法の許可業種(土木工事業)に係る主任技術者の要件を満たす者でなければならない。</p> <p><b>6-3 監理技術者の専任義務の緩和について</b> (1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける监理技術者(以下「特例监理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならぬ。 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき监理技術者補佐を専任で配置すること。 2) 监理技術者補佐は、一般施工管理技士又は一般施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により监理技術者の資格を有する者であること。なお、监理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技术検定種目は、特例监理技術者に求める技术検定種目と同じであること。 3) 监理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の特例监理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件(会社以外の他の機関が発注した工事を含む)までであること。 5) 特例监理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。 対象範囲 秋田自動車道 湯田ICから能代南ICを通過する市町村及び隣接する市町村 日本海東北自動車道 岩城ICから河辺JCTを通過する市町村及び隣接する市町村 湯沢横手道路 湯沢ICから横手ICを通過する市町村及び隣接する市町村 6) 特例监理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 7) 特例监理技術者と监理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 8) 监理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (2) 本工事の监理技術者が特例监理技術者として兼務及び监理技术者補佐の配置をする場合は、現場代理人等届及び次の内容が確認できる書類を提出するとともに、施工計画書等において特例监理技術者と监理技术者補佐の連絡体制について明示すること。 1) 特例监理技術者が当該工事以外に兼務する工事名および工事内容 2) 监理技术者補佐の氏名、(1).2)に規定する資格、(1).3)に規定する入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類、(1).8)に規定する监理技术者補佐が担う業務等 (3) 本工事において、特例监理技术者と监理技术者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなかったときは適切に工事実績情報システム(コリンズ)への登録を行うこと。 (4) 本工事において、特例监理技术者と监理技术者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して(2)で提出された内容の確認を行う。</p> <p><b>7. 工事用地等に関する事項</b></p> <p><b>7-1 工事用地等の確保</b> 契約書第16条第1項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期は下表のとおりである。 受注者は使用可能時期以前に当該工事用地等を使用してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th style="text-align: center;">使用可能時期</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>細内川橋 A1橋台側 施工ヤード</td> <td style="text-align: center;">約400m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">令和6年4月～ 令和8年4月</td> <td>細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。</td> </tr> <tr> <td>細内川橋 P11側 施工ヤード</td> <td style="text-align: center;">約300m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">令和6年4月～ 令和8年4月</td> <td>細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。</td> </tr> <tr> <td>細内川橋 土砂置場 自工区外盛土場</td> <td style="text-align: center;">約2000m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">令和6年4月～ 令和8年4月</td> <td>4車化事業の土捨場 一部を共同使用とし発生土仮置</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7. 工事用地等に関する事項</b></p> <p><b>7-1 工事用地等の確保</b> 契約書第16条第1項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期は下表のとおりである。 受注者は使用可能時期以前に当該工事用地等を使用してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th style="text-align: center;">使用可能時期</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>細内川橋 A1橋台側 施工ヤード</td> <td style="text-align: center;">約400m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">令和6年4月～ 令和8年4月</td> <td>細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。</td> </tr> <tr> <td>細内川橋 P11側 施工ヤード</td> <td style="text-align: center;">約300m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">令和6年4月～ 令和8年4月</td> <td>細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。</td> </tr> <tr> <td>細内川橋 土砂置場 自工区外盛土場</td> <td style="text-align: center;">約2000m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">令和6年4月～ 令和8年4月</td> <td>4車化事業の土捨場 一部を共同使用とし発生土仮置</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	面積	使用可能時期	備考	細内川橋 A1橋台側 施工ヤード	約400m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。	細内川橋 P11側 施工ヤード	約300m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。	細内川橋 土砂置場 自工区外盛土場	約2000m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	4車化事業の土捨場 一部を共同使用とし発生土仮置	所在地	面積	使用可能時期	備考	細内川橋 A1橋台側 施工ヤード	約400m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。	細内川橋 P11側 施工ヤード	約300m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。	細内川橋 土砂置場 自工区外盛土場	約2000m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	4車化事業の土捨場 一部を共同使用とし発生土仮置
所在地	面積	使用可能時期	備考																														
細内川橋 A1橋台側 施工ヤード	約400m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。																														
細内川橋 P11側 施工ヤード	約300m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。																														
細内川橋 土砂置場 自工区外盛土場	約2000m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	4車化事業の土捨場 一部を共同使用とし発生土仮置																														
所在地	面積	使用可能時期	備考																														
細内川橋 A1橋台側 施工ヤード	約400m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。																														
細内川橋 P11側 施工ヤード	約300m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	細内川橋施工時に発注者が借地契約を行う。																														
細内川橋 土砂置場 自工区外盛土場	約2000m <sup>2</sup>	令和6年4月～ 令和8年4月	4車化事業の土捨場 一部を共同使用とし発生土仮置																														

## 正誤表(5/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤						正																															
	工事内容	上下別	施工区間	規制可能時間帯	規制種別	工事内容	上下別	施工区間	規制可能時間帯	規制種別	規制種別	規制種別																										
特記仕様書 7頁	員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。	耐震補強工事	上り	湯田IC～協和IC	6:00～18:00	路肩規制 車線規制 交互交通規制	員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。	耐震補強工事	上り	湯田IC～協和IC	6:00～18:00	路肩規制 車線規制 交互交通規制	路肩規制 車線規制 交互交通規制																									
<b>1.1-7 通行止め規制</b>																																						
下表に示す項目の施工において、下表に示すとおり通行止め規制を予定している。 なお、通行止め時期、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。可能時間帯は表中に示す時間内とする。																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内容</th> <th>上 下 別</th> <th>施工区間</th> <th>時期</th> <th>回 数</th> <th>通行止め 規制可能 時間帯</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護柵 G r - A - M o (Y)</td> <td>設置</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">上 下</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">秋田自動車道 湯田 IC ~ 横手 IC</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">令和6年5月 令和8年5月</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">2回</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">20:00～ 翌6:00 (21:00～ 翌5:00)</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">舗装補修工事 で通行止め規制を実施予定 (細内川橋)</td> </tr> <tr> <td>縁石工 アスファルト縁石 (Y)</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>撤去工 防護柵 G r - A - E (Y)</td> <td>既設撤去</td> </tr> <tr> <td>アスファルト縁石 (Y)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工ヤード整備工 A 1/A 2</td> <td>資機材の搬 出入</td> </tr> <tr> <td>施工ヤード整備工 B</td> <td>資機材の搬 出入</td> </tr> </tbody> </table>													単価表の項目	内容	上 下 別	施工区間	時期	回 数	通行止め 規制可能 時間帯	摘要	防護柵 G r - A - M o (Y)	設置	上 下	秋田自動車道 湯田 IC ~ 横手 IC	令和6年5月 令和8年5月	2回	20:00～ 翌6:00 (21:00～ 翌5:00)	舗装補修工事 で通行止め規制を実施予定 (細内川橋)	縁石工 アスファルト縁石 (Y)	設置	撤去工 防護柵 G r - A - E (Y)	既設撤去	アスファルト縁石 (Y)		施工ヤード整備工 A 1/A 2	資機材の搬 出入	施工ヤード整備工 B	資機材の搬 出入
単価表の項目	内容	上 下 別	施工区間	時期	回 数	通行止め 規制可能 時間帯	摘要																															
防護柵 G r - A - M o (Y)	設置	上 下	秋田自動車道 湯田 IC ~ 横手 IC	令和6年5月 令和8年5月	2回	20:00～ 翌6:00 (21:00～ 翌5:00)	舗装補修工事 で通行止め規制を実施予定 (細内川橋)																															
縁石工 アスファルト縁石 (Y)	設置																																					
撤去工 防護柵 G r - A - E (Y)	既設撤去																																					
アスファルト縁石 (Y)																																						
施工ヤード整備工 A 1/A 2	資機材の搬 出入																																					
施工ヤード整備工 B	資機材の搬 出入																																					
上表の通行止め規制可能時間帯の（ ）内の時間は、施工可能時間を示す。																																						
<b>1.1-8 週休2日推進工事</b>																																						
本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。																																						
<b>1.1-8-1 定義</b>																																						
(1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。																																						
(2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。																																						
①共通仕様書1-1.3「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇（3日）の期間																																						
②共通仕様書1-3.5「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間																																						
③工場製作のみを実施している期間																																						
④本特記仕様書8-2「冬季休止期間」に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間																																						
(3) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。																																						
(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。																																						
<b>1.1-8-2 履行確認（週休2日確保の確認方法）</b>																																						
(1) 受注者は、現場閉所を行うときは、工事会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡するものとする。																																						
(2) 受注者は、工事完了後、週休2日の取得状況が確認できる「取得報告書」（様式-7）を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。																																						
(3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休2日の取得状況を確認す																																						
<b>1.1-8-1 定義</b>																																						
(1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。																																						
(2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。																																						
①共通仕様書1-1.3「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇（3日）の期間																																						
②共通仕様書1-3.5「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間																																						
③工場製作のみを実施している期間																																						
④本特記仕様書1-1-2「冬季休止期間」に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間																																						
(3) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。																																						
(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。																																						
<b>1.1-8-2 履行確認（週休2日確保の確認方法）</b>																																						
(1) 受注者は、現場閉所を行うときは、工事会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡するものとする。																																						
(2) 受注者は、工事完了後、週休2日の取得状況が確認できる「取得報告書」（様式-6）を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。																																						
(3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休2日の取得状況を確認す																																						

## 正誤表(6/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																			
特記仕様書 8頁	<p>るものとする。なお、週休2日確保の判断については、本特記仕様書9-8-1「定義」 (2)の期間で行うものとする。 (4)履行確認の結果、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負金額を減額変更するものとする。</p> <p><b>1 1 - 8 - 3 工事看板等の掲示</b> 受注者は、工事着手日から工事が完成するまでの期間中は、「週休2日推進工事」である旨を明示した工事看板等を現場事務所等に掲示するものとする。なお、受注者は、当該工事看板等を掲示する際は、共通仕様書1-6-0「工事看板の設置」の規定に基づくものとする。</p> <p><b>1 1 - 8 - 4 工期</b> 本工事は、共通仕様書1-1-2「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。 余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日後とする。</p> <p><b>1 1 - 8 - 5 週休2日推進工事に要する費用</b></p> <p>(1) 補正対象項目及び補正方法 見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、週休2日推進に係る費用が含まれていないものについては、土木工事積算基準 第3.5編「週休2日（4週8休）工事の積算」の規定に基づき設計金額の算出を行うものとする。 また、週休2日の確保を本特記仕様書1-2-9-2「履行確認（週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負金額のうち補正分を減額変更するものとする。 なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-3-3-1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している週休2日推進に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛等）に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、土木工事積算基準 第3.5編「週休2日（4週8休）工事の積算」により減額費用を算出するものとする。</p> <p>(2) 支払 週休2日推進工事に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p><b>1 2. 関連工事に関する事項</b></p> <p><b>1 2 - 1 関連工事</b> 契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>主な 関連事項</th> <th>予定期</th> <th>施行主体</th> <th>受注者等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務</td> <td>交通規制 調整等</td> <td>令和5年4月～令和6年3月 令和6年4月～令和7年3月 令和7年4月～令和8年3月 令和8年4月～令和9年3月 令和9年4月～令和10年3月 令和10年4月～令和11年3月</td> <td>東日本高 速道路㈱</td> <td>㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1 1 - 8 - 3 工事看板等の掲示</b> 受注者は、工事着手日から工事が完成するまでの期間中は、「週休2日推進工事」である旨を明示した工事看板等を現場事務所等に掲示するものとする。なお、受注者は、当該工事看板等を掲示する際は、共通仕様書1-6-0「工事看板の設置」の規定に基づくものとする。</p> <p><b>1 1 - 8 - 4 工期</b> 本工事は、共通仕様書1-1-2「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。 余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日後とする。</p> <p><b>1 1 - 8 - 5 週休2日推進工事に要する費用</b></p> <p>(1) 補正対象項目及び補正方法 見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、週休2日推進に係る費用が含まれていないものについては、土木工事積算基準 第3.5編「週休2日（4週8休）工事の積算」の規定に基づき設計金額の算出を行うものとする。 また、週休2日の確保を本特記仕様書1-1-8-2「履行確認（週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負金額のうち補正分を減額変更するものとする。 なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-3-3-1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している週休2日推進に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛等）に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、土木工事積算基準 第3.5編「週休2日（4週8休）工事の積算」により減額費用を算出するものとする。</p> <p>(2) 支払 週休2日推進工事に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p><b>1 2. 関連工事に関する事項</b></p> <p><b>1 2 - 1 関連工事</b> 契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>主な 関連事項</th> <th>予定期</th> <th>施行主体</th> <th>受注者等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務</td> <td>交通規制 調整等</td> <td>令和5年4月～令和6年3月 令和6年4月～令和7年3月 令和7年4月～令和8年3月 令和8年4月～令和9年3月 令和9年4月～令和10年3月 令和10年4月～令和11年3月</td> <td>東日本高 速道路㈱</td> <td>㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	主な 関連事項	予定期	施行主体	受注者等名	保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制 調整等	令和5年4月～令和6年3月 令和6年4月～令和7年3月 令和7年4月～令和8年3月 令和8年4月～令和9年3月 令和9年4月～令和10年3月 令和10年4月～令和11年3月	東日本高 速道路㈱	㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北	工事名	主な 関連事項	予定期	施行主体	受注者等名	保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制 調整等	令和5年4月～令和6年3月 令和6年4月～令和7年3月 令和7年4月～令和8年3月 令和8年4月～令和9年3月 令和9年4月～令和10年3月 令和10年4月～令和11年3月	東日本高 速道路㈱	㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北
工事名	主な 関連事項	予定期	施行主体	受注者等名																	
保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制 調整等	令和5年4月～令和6年3月 令和6年4月～令和7年3月 令和7年4月～令和8年3月 令和8年4月～令和9年3月 令和9年4月～令和10年3月 令和10年4月～令和11年3月	東日本高 速道路㈱	㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北																	
工事名	主な 関連事項	予定期	施行主体	受注者等名																	
保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制 調整等	令和5年4月～令和6年3月 令和6年4月～令和7年3月 令和7年4月～令和8年3月 令和8年4月～令和9年3月 令和9年4月～令和10年3月 令和10年4月～令和11年3月	東日本高 速道路㈱	㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北																	

### 正誤表(7/40)

## (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤						正																			
特記仕様書 10頁	工程表の項目			単価表の項目			工程表の項目	単価表の項目																		
	九升田橋 耐震補強工	構造物掘削、コンクリート、型わく、鉄筋、耐震補強用コンクリート表面処理工、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上げ工、橋梁修復工、脱塗工	上記以外	九升田橋 耐震補強工	構造物掘削、コンクリート、型わく、鉄筋、耐震補強用コンクリート表面処理工、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上げ工、橋梁修復工、脱塗工	上記以外																				
13-2 履行報告	共通仕様書1-19-2に規定する履行報告は、様式-9及び本特記仕様書10-1-2の工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。	（1）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。	（2）計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。	13-2 履行報告	共通仕様書1-19-2に規定する履行報告は、様式-9及び本特記仕様書13-1-2の工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。	（1）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。	（2）計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。																			
14. 工事用道路に関する事項	14-1 工事用道路の指定																									
14-1 工事用道路の指定	共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。	番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考							
1	町道 大野台細内線	4m	650m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路				1	町道 大野台細内線	4m	650m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路								
2	国道107号	8m	190m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路				2	国道107号	8m	190m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路								
3	町道 中村柳沢線	4m	1100m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路				3	町道 中村柳沢線	4m	1100m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路								
4	町道 越中塙線	4m	700m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路				4	町道 越中塙線	4m	700m	舗装	無償	令和6年4月	既設道路								
14-2 工事用道路の共同使用	本特記仕様書14-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。	番号	工事名	受注者	番号	工事名	受注者	14-2 工事用道路の共同使用	本特記仕様書14-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。	番号	工事名	受注者	番号	工事名	受注者	14-2 工事用道路の共同使用										
3	秋田自動車道 山内トンネル工事	株式会社奥村組	3	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	未定	3	秋田自動車道 山内トンネル工事	株式会社奥村組	3	秋田自動車道 山内トンネル工事	株式会社奥村組	3	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	未定	3	秋田自動車道 山内トンネル工事	株式会社奥村組	3								
4	秋田自動車道 山内トンネル工事	株式会社奥村組	4	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	未定	4	秋田自動車道 山内トンネル工事	株式会社奥村組	4	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	未定	4	秋田自動車道 山内トンネル工事	株式会社奥村組	4	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	未定	4								
14-3 工事用道路の維持・補修	本特記仕様書14-1「工事用道路の指定」に示す番号1、2、3及び4について監督員が必要と認めて補修を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。	15. 工事用材料に関する事項	15-1 JIS規格改正に伴う読み替え	JIS H 8641:2007を引用しためっきの種類の記号及びめっき被膜の管理手法で契約図書に規定した溶融亜鉛めっき製品については、下表のとおりJIS H 8641:2021の該当するめっきの種類の記号及びめっき被膜の管理手法に読み替えるものとする。	JIS H 8641:2021(改正後)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2007(改正前)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2021(改正後)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2007(改正前)			
HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	HDZT35	
HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	
HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	
HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	
HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	
HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	
HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	
15-1 JIS規格改正に伴う読み替え	なお、防護柵施工管理要領「3.2表面処理検査」に記載する内容については、JIS改正の内容に合わせ、下表のとおり読み替えるものとする。	JIS H 8641:2021(改正後)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2007(改正前)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2021(改正後)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2007(改正前)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2021(改正後)
JIS H 8641:2021(改正後)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2007(改正前)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2021(改正後)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2007(改正前)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2021(改正後)		
HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	
HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	
HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	
HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	
HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	
HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	
15-1 JIS規格改正に伴う読み替え	なお、防護柵施工管理要領「3.2表面処理検査」に記載する内容については、JIS改正の内容に合わせ、下表のとおり読み替えるものとする。	JIS H 8641:2021(改正後)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2007(改正前)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2021(改正後)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2007(改正前)	種類の記号	膜厚 $\mu\text{m}$	種類	記号	付着量 $\text{g}/\text{m}^2$	JIS H 8641:2021(改正後)
JIS H 8641:2021(改正後)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2007(改正前)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2021(改正後)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2007(改正前)	HDZT35	35以上	1種 A	HDZA	—	JIS H 8641:2021(改正後)		
HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	42以上	1種 B	HDZB	—	HDZT42	
HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	49以上	2種 35	HDZ35	350以上	HDZT49	
HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	56以上	2種 40	HDZ40	400以上	HDZT56	
HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	63以上	2種 45	HDZ45	450以上	HDZT63	
HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	70以上	2種 50	HDZ50	500以上	HDZT70	
HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	77以上	2種 55	HDZ55	550以上	HDZT77	

正誤表(8/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
特記仕様書 13頁	<p><b>1 8 - 6</b> 工事に使用する移動用発電設備等について 移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。</p> <p><b>1 8 - 7 交通規制内の作業員の安全対策</b> 高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。</p> <p><b>1 8 - 8 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>(1) 定義</b> 工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。</li> <li><b>(2) 実施手順</b> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>施工計画書への反映</b> 受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。</li> <li><b>受発注者間の協議</b> 発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに關して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。 受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。</li> <li><b>施工条件等の変更時の取扱い</b> 発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1）、2）で抽出し、対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1）及び2）の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>1 8 - 9 保安に関する費用</b> 本特記仕様書14-1「工事用車両の区別」、2「標識等の設置」、3「現場内の安全整備」、4「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、5「飛散防止対策」、6「工事に使用する移動用発電設備等について」、7「交通規制内の作業員の安全対策」、8「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、8「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」について、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。</p> <p><b>1 9 . 環境保全に関する事項</b></p> <p><b>1 9 - 1 砂塵等の防止</b> 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう、善良な管理を行うものとする。</p> <p><b>1 9 - 2 汚濁水処理</b> 工事中の汚濁水は、関係法令に従つて濁りの除去等の処理を行つた後放流しなければならない。 なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>1 9 - 3 高速道路の環境美化</b> 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、</p>	<p><b>1 8 - 6</b> 工事に使用する移動用発電設備等について 移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。</p> <p><b>1 8 - 7 交通規制内の作業員の安全対策</b> 高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。</p> <p><b>1 8 - 8 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>(1) 定義</b> 工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。</li> <li><b>(2) 実施手順</b> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>施工計画書への反映</b> 受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。</li> <li><b>受発注者間の協議</b> 発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに關して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。 受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。</li> <li><b>施工条件等の変更時の取扱い</b> 発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1）、2）で抽出し、対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1）及び2）の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>1 8 - 9 保安に関する費用</b> 本特記仕様書18-1「工事用車両の区別」、2「標識等の設置」、3「現場内の安全整備」、4「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、5「飛散防止対策」、6「工事に使用する移動用発電設備等について」、7「交通規制内の作業員の安全対策」、8「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、8「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」について、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。</p> <p><b>1 9 . 環境保全に関する事項</b></p> <p><b>1 9 - 1 砂塵等の防止</b> 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう、善良な管理を行うものとする。</p> <p><b>1 9 - 2 汚濁水処理</b> 工事中の汚濁水は、関係法令に従つて濁りの除去等の処理を行つた後放流しなければならない。 なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>1 9 - 3 高速道路の環境美化</b> 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、</p>

正誤表(9/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																																																																	
特記仕様書 14頁	<p>高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>1 9-4 振動・騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の振動・騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>1 9-5 環境保全に関する費用 特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>2 0. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項</p> <p>2 0-1 再生資材の使用 (1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資源の種類</th> <th>数量</th> <th>適用指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)</td> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>約14mf</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト合材</td> <td>約8 t</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>施工ヤード整備工 A1/A2</td> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>約1200mf</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)に示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再生資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-1-1)を行うものとする。照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。</p> <p>1) 建設汚泥再生品にあっては、当該工事現場から概ね5.0kmの範囲内の再資源化施設とする。</p> <p>2) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね4.0kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。</p> <p>3) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。</p> <p>2 0-2 建設副産物の処理方法等</p> <p>(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>発生要因</th> <th>数量</th> <th>処理方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>細内川橋</td> <td>舗装撤去・復旧工</td> <td>約8 t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>各橋梁</td> <td>立入防止撤去設置工 保護コンクリート復旧工橋 塗装修工、脱塗工、撤去工</td> <td>約225mf</td> <td>再資源化施設へ搬入</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>各橋梁</td> <td>コンクリート表面處理 構造修理工</td> <td>未定</td> <td>最終処分場へ搬入</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>弗大屋産業</td> <td>秋田県横手市外目字 権森44-12</td> <td>営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>南丸橋産業</td> <td>秋田県横手市赤坂字 中山48-53</td> <td>営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>鹿島道路</td> <td>秋田県大仙市神宮寺 字小沢山6-4</td> <td>営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による</td> <td>九升田橋</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>秋田県南アスコン共同体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の指示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>2 0-3 再生資材供給量の報告</p> <p>前項 1 6-1 (2) による照会より、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-1-1)し、その指示に従うものとする。</p> <p>1 9-4 振動・騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の振動・騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>1 9-5 環境保全に関する費用 特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>2 0. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項</p> <p>2 0-1 再生資材の使用 (1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資源の種類</th> <th>数量</th> <th>適用指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)</td> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>約14mf</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト合材</td> <td>約8 t</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>施工ヤード整備工 A1/A2</td> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>約1200mf</td> <td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)に示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再生資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-1-1)を行うものとする。照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。</p> <p>1) 建設汚泥再生品にあっては、当該工事現場から概ね5.0kmの範囲内の再資源化施設とする。</p> <p>2) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね4.0kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。</p> <p>3) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。</p> <p>2 0-2 建設副産物の処理方法等</p> <p>(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>発生要因</th> <th>数量</th> <th>処理方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>細内川橋</td> <td>舗装撤去・復旧工</td> <td>約8 t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>各橋梁</td> <td>立入防止撤去設置工 保護コンクリート 復旧工、塗装修工、脱塗工、撤去工</td> <td>約225mf</td> <td>再資源化施設へ搬入</td> </tr> <tr> <td>廃塗化ビニル管類</td> <td>各橋梁</td> <td>撤去工</td> <td>約700kg</td> <td>中間処理施設へ搬入</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>各橋梁</td> <td>コンクリート表面處理、塗装修工</td> <td>未定</td> <td>最終処分場へ搬入</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>浦大屋産業</td> <td>秋田県横手市外目字 権森44-12</td> <td>営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>南丸橋産業</td> <td>秋田県横手市赤坂字 中山48-53</td> <td>営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>鹿島道路</td> <td>秋田県大仙市神宮寺 字小沢山6-4</td> <td>営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による</td> <td>九升田橋</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>秋田県南アスコン共同体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃塗化ビニル管類</td> <td>南太陽環境保全</td> <td>秋田県大仙市花輪字 鶴田74-1外</td> <td>営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による</td> <td>細内川橋 九升田橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の指示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>2 0-3 再生資材供給量の報告</p> <p>前項 2 0-1 (2) による照会より、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-1-2)し、その指示に従うものとする。</p>	単価表の項目	再生資源の種類	数量	適用指針等	舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)	再生クラッシャーラン	約14mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	再生加熱アスファルト合材	約8 t	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	施工ヤード整備工 A1/A2	再生クラッシャーラン	約1200mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法等	アスファルト・コンクリート塊	細内川橋	舗装撤去・復旧工	約8 t		コンクリート塊	各橋梁	立入防止撤去設置工 保護コンクリート復旧工橋 塗装修工、脱塗工、撤去工	約225mf	再資源化施設へ搬入	建設汚泥	各橋梁	コンクリート表面處理 構造修理工	未定	最終処分場へ搬入	建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	対象施設	コンクリート塊	弗大屋産業	秋田県横手市外目字 権森44-12	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋	アスファルト・コンクリート塊	南丸橋産業	秋田県横手市赤坂字 中山48-53	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋	コンクリート塊	鹿島道路	秋田県大仙市神宮寺 字小沢山6-4	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	九升田橋	アスファルト・コンクリート塊	秋田県南アスコン共同体				単価表の項目	再生資源の種類	数量	適用指針等	舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)	再生クラッシャーラン	約14mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	再生加熱アスファルト合材	約8 t	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	施工ヤード整備工 A1/A2	再生クラッシャーラン	約1200mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法等	アスファルト・コンクリート塊	細内川橋	舗装撤去・復旧工	約8 t		コンクリート塊	各橋梁	立入防止撤去設置工 保護コンクリート 復旧工、塗装修工、脱塗工、撤去工	約225mf	再資源化施設へ搬入	廃塗化ビニル管類	各橋梁	撤去工	約700kg	中間処理施設へ搬入	建設汚泥	各橋梁	コンクリート表面處理、塗装修工	未定	最終処分場へ搬入	建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	対象施設	コンクリート塊	浦大屋産業	秋田県横手市外目字 権森44-12	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋	アスファルト・コンクリート塊	南丸橋産業	秋田県横手市赤坂字 中山48-53	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋	コンクリート塊	鹿島道路	秋田県大仙市神宮寺 字小沢山6-4	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	九升田橋	アスファルト・コンクリート塊	秋田県南アスコン共同体				廃塗化ビニル管類	南太陽環境保全	秋田県大仙市花輪字 鶴田74-1外	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋 九升田橋
単価表の項目	再生資源の種類	数量	適用指針等																																																																																																																																
舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)	再生クラッシャーラン	約14mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																																																																																																																
	再生加熱アスファルト合材	約8 t	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																																																																																																																
施工ヤード整備工 A1/A2	再生クラッシャーラン	約1200mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																																																																																																																
建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法等																																																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	細内川橋	舗装撤去・復旧工	約8 t																																																																																																																																
コンクリート塊	各橋梁	立入防止撤去設置工 保護コンクリート復旧工橋 塗装修工、脱塗工、撤去工	約225mf	再資源化施設へ搬入																																																																																																																															
建設汚泥	各橋梁	コンクリート表面處理 構造修理工	未定	最終処分場へ搬入																																																																																																																															
建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	対象施設																																																																																																																															
コンクリート塊	弗大屋産業	秋田県横手市外目字 権森44-12	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋																																																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	南丸橋産業	秋田県横手市赤坂字 中山48-53	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋																																																																																																																															
コンクリート塊	鹿島道路	秋田県大仙市神宮寺 字小沢山6-4	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	九升田橋																																																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	秋田県南アスコン共同体																																																																																																																																		
単価表の項目	再生資源の種類	数量	適用指針等																																																																																																																																
舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)	再生クラッシャーラン	約14mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																																																																																																																
	再生加熱アスファルト合材	約8 t	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																																																																																																																
施工ヤード整備工 A1/A2	再生クラッシャーラン	約1200mf	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																																																																																																																
建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法等																																																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	細内川橋	舗装撤去・復旧工	約8 t																																																																																																																																
コンクリート塊	各橋梁	立入防止撤去設置工 保護コンクリート 復旧工、塗装修工、脱塗工、撤去工	約225mf	再資源化施設へ搬入																																																																																																																															
廃塗化ビニル管類	各橋梁	撤去工	約700kg	中間処理施設へ搬入																																																																																																																															
建設汚泥	各橋梁	コンクリート表面處理、塗装修工	未定	最終処分場へ搬入																																																																																																																															
建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	対象施設																																																																																																																															
コンクリート塊	浦大屋産業	秋田県横手市外目字 権森44-12	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋																																																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	南丸橋産業	秋田県横手市赤坂字 中山48-53	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋																																																																																																																															
コンクリート塊	鹿島道路	秋田県大仙市神宮寺 字小沢山6-4	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	九升田橋																																																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	秋田県南アスコン共同体																																																																																																																																		
廃塗化ビニル管類	南太陽環境保全	秋田県大仙市花輪字 鶴田74-1外	営業時間8:00~17:00 夜間受入は事前協議による	細内川橋 九升田橋																																																																																																																															

## 正誤表(10/40)

### (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																
特記仕様書 15頁	<p><b>2 0 - 4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用</b> 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用（ただし汚泥の処理、塗膜剥離剤廃塗膜に要する費用は除く）は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p><b>2 1. 部分引渡し及び部分使用に関する事項</b> <b>2 1 - 1 部分引渡し</b> 契約書第39条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定部分</th> <th style="text-align: center;">引渡し時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">細内川橋 31.325KP~31.559KP</td> <td style="text-align: center;">令和8年4月下旬</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 2. 現場環境改善に関する事項</b> 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るために、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化化に努めるものとする。実施する内容については以下の合計5つを実施するものとし、共通仕様書1-20-1に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">計上費用</th> <th style="text-align: center;">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善（仮設備関係）</td> <td style="text-align: center;">緑化・花壇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善（營繕関係）</td> <td style="text-align: center;">現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善（安全関係）</td> <td style="text-align: center;">現場宿舎の快適化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td style="text-align: center;">工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td style="text-align: center;">地城対策費（地城行事等の費用含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 3. 工事用プレートに関する事項</b> (1) 発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請によく区間において反復利用可能な有料道路自動料金受取システム（ETC）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要添付書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通用区間</th> <th style="text-align: center;">交付対象車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">秋田自動車道 北上西IC～秋田南IC</td> <td style="text-align: center;">・アスファルト混合物、生コンクリート、骨材（砕石・砂）、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去にわるる標識車、規制材運搬車 ・仮設材等の運搬車</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式-12）<span style="background-color: yellow;">[1]</span>を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。</p> <p>(3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払わない。</p> <p>(4) (1) に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。</p> <p><b>2 4. 道路構造物点検の実施</b> <b>2 4 - 1 初期点検の対象構造物</b> 共通仕様書1-17-3に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和5年4月）」（以下「点検要領」という）第1編「総則」第4章「点検の対象構造物」に基づき、下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象橋梁</th> <th style="text-align: center;">点検箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">細内川橋 九升田橋</td> <td style="text-align: center;">耐震補強が完了した橋脚、橋台及び橋梁付属物</td> </tr> </tbody> </table>	指定部分	引渡し時期	細内川橋 31.325KP~31.559KP	令和8年4月下旬	計上費用	実施する内容（率計上分）	現場環境改善（仮設備関係）	緑化・花壇	現場環境改善（營繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）	現場環境改善（安全関係）	現場宿舎の快適化	地域連携	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）	地域連携	地城対策費（地城行事等の費用含む）	通用区間	交付対象車両	秋田自動車道 北上西IC～秋田南IC	・アスファルト混合物、生コンクリート、骨材（砕石・砂）、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去にわるる標識車、規制材運搬車 ・仮設材等の運搬車	対象橋梁	点検箇所	細内川橋 九升田橋	耐震補強が完了した橋脚、橋台及び橋梁付属物	<p><b>2 0 - 4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用</b> 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用（ただし汚泥の処理、塗膜剥離剤廃塗膜に要する費用は除く）は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p><b>2 1. 部分引渡し及び部分使用に関する事項</b> <b>2 1 - 1 部分引渡し</b> 契約書第39条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定部分</th> <th style="text-align: center;">引渡し時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">細内川橋 31.325KP~31.559KP</td> <td style="text-align: center;">令和8年4月下旬</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 2. 現場環境改善に関する事項</b> 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るために、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化化に努めるものとする。実施する内容については以下の合計5つを実施するものとし、共通仕様書1-20-1に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">計上費用</th> <th style="text-align: center;">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善（仮設備関係）</td> <td style="text-align: center;">緑化・花壇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善（營繕関係）</td> <td style="text-align: center;">現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善（安全関係）</td> <td style="text-align: center;">現場宿舎の快適化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td style="text-align: center;">工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td style="text-align: center;">地城対策費（地城行事等の費用含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 3. 工事用プレートに関する事項</b> (1) 発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請によく区間ににおいて反復利用可能な有料道路自動料金受取システム（ETC）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要添付書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通用区間</th> <th style="text-align: center;">交付対象車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">秋田自動車道 北上西IC～秋田南IC</td> <td style="text-align: center;">・アスファルト混合物、生コンクリート、骨材（砕石・砂）、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去にわるる標識車、規制材運搬車 ・仮設材等の運搬車</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式-13）<span style="background-color: yellow;">[2]</span>を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。</p> <p>(3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払わない。</p> <p>(4) (1) に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。</p> <p><b>2 4. 道路構造物点検の実施</b> <b>2 4 - 1 初期点検の対象構造物</b> 共通仕様書1-17-3に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和5年4月）」（以下「点検要領」という）第1編「総則」第4章「点検の対象構造物」に基づき、下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象橋梁</th> <th style="text-align: center;">点検箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">細内川橋 九升田橋</td> <td style="text-align: center;">耐震補強が完了した橋脚、橋台及び橋梁付属物</td> </tr> </tbody> </table>	指定部分	引渡し時期	細内川橋 31.325KP~31.559KP	令和8年4月下旬	計上費用	実施する内容（率計上分）	現場環境改善（仮設備関係）	緑化・花壇	現場環境改善（營繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）	現場環境改善（安全関係）	現場宿舎の快適化	地域連携	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）	地域連携	地城対策費（地城行事等の費用含む）	通用区間	交付対象車両	秋田自動車道 北上西IC～秋田南IC	・アスファルト混合物、生コンクリート、骨材（砕石・砂）、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去にわるる標識車、規制材運搬車 ・仮設材等の運搬車	対象橋梁	点検箇所	細内川橋 九升田橋	耐震補強が完了した橋脚、橋台及び橋梁付属物
指定部分	引渡し時期																																																	
細内川橋 31.325KP~31.559KP	令和8年4月下旬																																																	
計上費用	実施する内容（率計上分）																																																	
現場環境改善（仮設備関係）	緑化・花壇																																																	
現場環境改善（營繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）																																																	
現場環境改善（安全関係）	現場宿舎の快適化																																																	
地域連携	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）																																																	
地域連携	地城対策費（地城行事等の費用含む）																																																	
通用区間	交付対象車両																																																	
秋田自動車道 北上西IC～秋田南IC	・アスファルト混合物、生コンクリート、骨材（砕石・砂）、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去にわるる標識車、規制材運搬車 ・仮設材等の運搬車																																																	
対象橋梁	点検箇所																																																	
細内川橋 九升田橋	耐震補強が完了した橋脚、橋台及び橋梁付属物																																																	
指定部分	引渡し時期																																																	
細内川橋 31.325KP~31.559KP	令和8年4月下旬																																																	
計上費用	実施する内容（率計上分）																																																	
現場環境改善（仮設備関係）	緑化・花壇																																																	
現場環境改善（營繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）																																																	
現場環境改善（安全関係）	現場宿舎の快適化																																																	
地域連携	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）																																																	
地域連携	地城対策費（地城行事等の費用含む）																																																	
通用区間	交付対象車両																																																	
秋田自動車道 北上西IC～秋田南IC	・アスファルト混合物、生コンクリート、骨材（砕石・砂）、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去にわるる標識車、規制材運搬車 ・仮設材等の運搬車																																																	
対象橋梁	点検箇所																																																	
細内川橋 九升田橋	耐震補強が完了した橋脚、橋台及び橋梁付属物																																																	

正誤表(11／40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
特記仕様書 16頁	<p><b>2.4-2 点検手法</b> 点検は、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。</p> <p><b>2.4-3 点検時における応急対応</b> 点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。</p> <p><b>2.4-4 点検の記録</b> 点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うもの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。</p> <p><b>2.4-5 費用</b> 道路構造物点検に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。 ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や、本特記仕様書1-9-1の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は監督員に速やかに報告するものとする。 それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>2.5. 三者協議会に関する事項</b></p> <p><b>2.5-1 二者協議会の開催の予定</b> 本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。 (1) 秋田自動車道 細内川橋耐震補強設計に関する事項 (2) 秋田自動車道 九升田橋耐震補強設計に関する事項 (3) その他監督員が定める事項</p> <p><b>2.5-2 三者協議会協定書の締結</b> 発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添一に示す「秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。</p> <p><b>2.5-3 三者協議会の開催の決定等</b> 発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要な都度、三者協議会の開催を決定するものとする。 受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。</p> <p><b>2.5-4 三者協議会の開催に要する費用</b> 発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。 受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5及び1-17の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p><b>2.6. 設計変更ガイドラインの活用について</b> 発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和5年7月 東日本高速道路㈱）」を参考すること。 なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。</p>	<p><b>2.4-2 点検手法</b> 点検は、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。</p> <p><b>2.4-3 点検時における応急対応</b> 点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。</p> <p><b>2.4-4 点検の記録</b> 点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うもの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。</p> <p><b>2.4-5 費用</b> 道路構造物点検に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。 ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や、本特記仕様書2.4-1の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は監督員に速やかに報告するものとする。 それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>2.5. 三者協議会に関する事項</b></p> <p><b>2.5-1 三者協議会の開催の予定</b> 本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。 (1) 秋田自動車道 細内川橋耐震補強設計に関する事項 (2) 秋田自動車道 九升田橋耐震補強設計に関する事項 (3) その他監督員が定める事項</p> <p><b>2.5-2 三者協議会協定書の締結</b> 発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添一に示す「秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。</p> <p><b>2.5-3 三者協議会の開催の決定等</b> 発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要な都度、三者協議会の開催を決定するものとする。 受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。</p> <p><b>2.5-4 三者協議会の開催に要する費用</b> 発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。 受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5及び1-17の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p><b>2.6. 設計変更ガイドラインの活用について</b> 発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和5年7月 東日本高速道路㈱）」を参考すること。 なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。</p>

## 正誤表(12/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																												
特記仕様書 19頁	<p><b>3.0-5 鉄筋</b>  <b>3.0-5-1 種別</b>            共通仕様書8-4-2を下記のとおり変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用箇所</th> <th>継手の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋</td> <td>耐震補強の巻立て</td> <td>主鉄筋:ガス圧接継手 副鉄筋:フレア溶接継手</td> <td>アンカーブルの削孔・埋込み (樹脂充填)を含む</td> </tr> <tr> <td>T</td> <td>鉄筋コンクリート構造物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-5-2 施工</b>            共通仕様書8-4-5に下記項目を追加する。            (1) あと施工アンカー(接着系)の施工は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1の規定に従って行うものとする。            (2) アンカーブルの削孔に当たっては、鉄筋探査等を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカーブル孔において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。            なお、鉄筋探査に要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3.0-5-3 数量の検測</b>            共通仕様書8-4-6を下記のとおり変更する。            数量の検測は、組立てが完了した鉄筋の設計数量(t)で行うものとする。鉄筋の質量はJIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)又はJIS G3191(熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差)の規定を適用するものとする。            なお、鉄筋の組立、据付けに使用したタイ、クリップ、柱組立用アンカー等の質量は、検測しないものとする。</p> <p><b>3.0-5-4 支払</b>            共通仕様書8-4-7を下記のとおり変更する。            鉄筋の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカーブル及び鉄筋の加工、既設鉄筋探査、アンカーブルの削孔・埋込み(樹脂充填)、鉄筋の連続、組立て、据付け、組立用アンカーブル等鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8-(3) 鉄筋</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-6 防護柵工</b>  <b>3.0-6-1 防護柵工の種別</b>            共通仕様書15-3-2に下記を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護柵工</td> <td>路側用ガードレール</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>G r-A-Mo (Y)</td> <td>開口部用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-6-2 支払</b>            共通仕様書15-3-7 支払に下記を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5-(1) 防護柵工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>G r-A-Mo (Y)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-7 立入防止柵撤去設置工</b>  <b>3.0-7-1 種別及び発生材の処理</b>            共通仕様書15-9-2に下記を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>撤去基礎区分</th> <th>設置基礎区分</th> <th>発生材の処理</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入防止柵撤去設置工</td> <td>コンクリート</td> <td>鋼管</td> <td>コンクリートブロック基礎</td> <td>九升田橋</td> </tr> <tr> <td>一般型積雪地用S3(3)</td> <td>ブロック基礎</td> <td>L=1500</td> <td>部分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考	鉄筋	耐震補強の巻立て	主鉄筋:ガス圧接継手 副鉄筋:フレア溶接継手	アンカーブルの削孔・埋込み (樹脂充填)を含む	T	鉄筋コンクリート構造物			単価表の項目	検測の単位	8-(3) 鉄筋	t	単価表の項目	区分内容	摘要	防護柵工	路側用ガードレール	細内川橋	G r-A-Mo (Y)	開口部用		単価表の項目	検測の単位	1.5-(1) 防護柵工	m	G r-A-Mo (Y)		単価表の項目	撤去基礎区分	設置基礎区分	発生材の処理	摘要	立入防止柵撤去設置工	コンクリート	鋼管	コンクリートブロック基礎	九升田橋	一般型積雪地用S3(3)	ブロック基礎	L=1500	部分		<p><b>3.0-5 鉄筋</b>  <b>3.0-5-1 種別</b>            共通仕様書8-4-2を下記のとおり変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用箇所</th> <th>継手の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋</td> <td>耐震補強の巻立て</td> <td>主鉄筋:ガス圧接継手 副鉄筋:フレア溶接継手</td> <td>アンカーブルの削孔・埋込み (樹脂充填)を含む</td> </tr> <tr> <td>T</td> <td>鉄筋コンクリート構造物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-5-2 施工</b>            共通仕様書8-4-5に下記項目を追加する。            (1) あと施工アンカー(接着系)の施工は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1の規定に従って行うものとする。            (2) アンカーブルの削孔に当たっては、鉄筋探査等を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカーブル孔において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。            なお、鉄筋探査に要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3.0-5-3 数量の検測</b>            共通仕様書8-4-6を下記のとおり変更する。            数量の検測は、組立てが完了した鉄筋の設計数量(t)で行うものとする。鉄筋の質量はJIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)又はJIS G3191(熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差)の規定を適用するものとする。            なお、鉄筋の組立、据付けに使用したタイ、クリップ、柱組立用アンカーブル等の質量は、検測しないものとする。</p> <p><b>3.0-5-4 支払</b>            共通仕様書8-4-7を下記のとおり変更する。            鉄筋の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカーブル及び鉄筋の加工、既設鉄筋探査、アンカーブルの削孔・埋込み(樹脂充填)、鉄筋の連続、組立て、据付け、組立用アンカーブル等鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8-(3) 鉄筋</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-6 防護柵工</b>  <b>3.0-6-1 防護柵工の種別</b>            共通仕様書15-3-2に下記を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護柵工</td> <td>路側用ガードレール</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>G r-A-Mo (Y)</td> <td>開口部用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-6-2 支払</b>            共通仕様書15-3-7 支払に下記を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5-(1) 防護柵工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>G r-A-Mo (Y)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3.0-7 立入防止柵撤去設置工</b>  <b>3.0-7-1 種別及び発生材の処理</b>            共通仕様書15-9-2に下記を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>撤去基礎区分</th> <th>設置基礎区分</th> <th>発生材の処理</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入防止柵撤去設置工</td> <td>コンクリート</td> <td>鋼管</td> <td>コンクリートブロック基礎</td> <td>九升田橋</td> </tr> <tr> <td>一般型積雪地用S3(3)</td> <td>ブロック基礎</td> <td>L=1500</td> <td>部分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考	鉄筋	耐震補強の巻立て	主鉄筋:ガス圧接継手 副鉄筋:フレア溶接継手	アンカーブルの削孔・埋込み (樹脂充填)を含む	T	鉄筋コンクリート構造物			単価表の項目	検測の単位	8-(3) 鉄筋	t	単価表の項目	区分内容	摘要	防護柵工	路側用ガードレール	細内川橋	G r-A-Mo (Y)	開口部用		単価表の項目	検測の単位	1.5-(1) 防護柵工	m	G r-A-Mo (Y)		単価表の項目	撤去基礎区分	設置基礎区分	発生材の処理	摘要	立入防止柵撤去設置工	コンクリート	鋼管	コンクリートブロック基礎	九升田橋	一般型積雪地用S3(3)	ブロック基礎	L=1500	部分	
単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考																																																																																											
鉄筋	耐震補強の巻立て	主鉄筋:ガス圧接継手 副鉄筋:フレア溶接継手	アンカーブルの削孔・埋込み (樹脂充填)を含む																																																																																											
T	鉄筋コンクリート構造物																																																																																													
単価表の項目	検測の単位																																																																																													
8-(3) 鉄筋	t																																																																																													
単価表の項目	区分内容	摘要																																																																																												
防護柵工	路側用ガードレール	細内川橋																																																																																												
G r-A-Mo (Y)	開口部用																																																																																													
単価表の項目	検測の単位																																																																																													
1.5-(1) 防護柵工	m																																																																																													
G r-A-Mo (Y)																																																																																														
単価表の項目	撤去基礎区分	設置基礎区分	発生材の処理	摘要																																																																																										
立入防止柵撤去設置工	コンクリート	鋼管	コンクリートブロック基礎	九升田橋																																																																																										
一般型積雪地用S3(3)	ブロック基礎	L=1500	部分																																																																																											
単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考																																																																																											
鉄筋	耐震補強の巻立て	主鉄筋:ガス圧接継手 副鉄筋:フレア溶接継手	アンカーブルの削孔・埋込み (樹脂充填)を含む																																																																																											
T	鉄筋コンクリート構造物																																																																																													
単価表の項目	検測の単位																																																																																													
8-(3) 鉄筋	t																																																																																													
単価表の項目	区分内容	摘要																																																																																												
防護柵工	路側用ガードレール	細内川橋																																																																																												
G r-A-Mo (Y)	開口部用																																																																																													
単価表の項目	検測の単位																																																																																													
1.5-(1) 防護柵工	m																																																																																													
G r-A-Mo (Y)																																																																																														
単価表の項目	撤去基礎区分	設置基礎区分	発生材の処理	摘要																																																																																										
立入防止柵撤去設置工	コンクリート	鋼管	コンクリートブロック基礎	九升田橋																																																																																										
一般型積雪地用S3(3)	ブロック基礎	L=1500	部分																																																																																											

## 正誤表(13/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤					正					
特記仕様書 20頁	単価表の項目	撤去基礎区分	設置基礎区分	発生材の処理	摘要	単価表の項目	撤去基礎区分	設置基礎区分	発生材の処理	摘要	
	立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S A 2 (3)	コンクリート ブロック基礎	鋼管ぐい基礎 (L=1800)	コンクリートブロック基礎 処分	細内川橋	立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S A 2 (3)	コンクリート ブロック基礎	鋼管ぐい基礎 (L=1800)	コンクリートブロック基礎 (400x400x500) 処分	細内川橋	
30-7-2 施工	(1) 基礎	立入防止柵基礎の施工及び出来形管理は、以下のとおり適切に施工しなければならない。 基礎杭の施工にあたり、地盤内の礫の存在またはその他現地状況により設計図書に示す根入れ長の確保が困難であると判断した場合、受注者は速やかに監督員へ報告し、その措置について受注者と監督員とで協議を行うものとする。これらに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 鋼管杭基礎の施工にあたり、根入れ長の出来形については防護柵施工管理要領(平成28年8月)6、現場の検査(1)土工部に規定する、防護柵支柱の根入れ長の確認(試験)方法に準じるものとし、その具体な方法について、契約後、監督員と協議した上で実施するものとする。 なお、非破壊検査による出来高管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。	(1) 基礎	立入防止柵基礎の施工及び出来形管理は、以下のとおり適切に施工しなければならない。 基礎杭の施工にあたり、地盤内の礫の存在またはその他現地状況により設計図書に示す根入れ長の確保が困難であると判断した場合、受注者は速やかに監督員へ報告し、その措置について受注者と監督員とで協議を行うものとする。これらに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 鋼管杭基礎の施工にあたり、根入れ長の出来形については防護柵施工管理要領(平成28年8月)6、現場の検査(1)土工部に規定する、防護柵支柱の根入れ長の確認(試験)方法に準じるものとし、その具体な方法について、契約後、監督員と協議した上で実施するものとする。 なお、非破壊検査による出来高管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。							
30-7-3 品質管理	(1) 基礎	鋼管ぐい基礎については、下表の基準に基づき品質管理を行う。	(1) 基礎	鋼管ぐい基礎については、下表の基準に基づき品質管理を行う。							
	品質管理項目	種別・記号	品質管理方法	検査等		品質管理項目	種別・記号	品質管理方法	検査等		
	材料	一般構造用炭素鋼管	STK400	JIS G 3444	(製品納入時)	材料	一般構造用炭素鋼管	STK400	JIS G 3444	(製品納入時)	
	形状寸法	—	—	寸法検査	同一種別・同一寸法規格の 注1)、注2)	形状寸法	—	—	寸法検査	同一種別・同一寸法規格の 注1)、注2)	
	外観	—	—	目視検査	材料ごとに1回/50本 注3)	外観	—	—	目視�査	材料ごとに1回/50本 注3)	
	【規定値】 ・長さ:設計長以上 ・外径:50mm未満 ±0.5%以内、50mm以上 ±1.0%以内 ・外観:有害なキズ、ひび割れなどがあるてはならない					【規定値】 ・長さ:設計長以上 ・外径:50mm未満 ±0.5%以内、50mm以上 ±1.0%以内 ・外観:有害なキズ、ひび割れなどがあるてはならない					
	注1) J I S 製品を使う場合は、長さ・外観検査・判定および所見が記入してあれば「管理様式-1」によらず製造工場の様式でもよい。また、製造工場のJ I S認可証の写しを添付するものとする。 注2) 使用材料の規格証明書等を添付するものとする。ただし、事前確認等で監督員の確認を得れば後日速やかに提出するものとする。 注3) 鋼管杭の寸法検査は、使用材料の搬入日ごとに監督員立会のもと行うものとし、出荷証明等により規格証明等とロットナンバーを照合するものとする。					注1) J I S 製品を使う場合は、長さ・外観検査・判定および所見が記入してあれば「管理様式-1」によらず製造工場の様式でもよい。また、製造工場のJ I S認可証の写しを添付するものとする。 注2) 使用材料の規格証明書等を添付するものとする。ただし、事前確認等で監督員の確認を得れば後日速やかに提出するものとする。 注3) 鋼管杭の寸法検査は、使用材料の搬入日ごとに監督員立会のもと行うものとし、出荷証明等により規格証明等とロットナンバーを照合するものとする。					
	(2) 間詰モルタル	間詰モルタルは、施工計画書に基づいて適切に施工を行うものとし、支柱建込み後に間詰モルタルの不具合が疑われる場合は、別途微破壊調査等による確認を行う場合がある。	(2) 間詰モルタル	間詰モルタルは、施工計画書に基づいて適切に施工を行うものとし、支柱建込み後に間詰モルタルの不具合が疑われる場合は、別途微破壊調査等による確認を行う場合がある。							
30-7-4 施工	(1) 基礎	間詰モルタルについては、下表の基準に基づき品質管理を行う。	(1) 基礎	間詰モルタルについては、下表の基準に基づき品質管理を行う。							
	品質管理項目	種別・記号	品質管理方法	検査等		品質管理項目	種別・記号	品質管理方法	検査等		
	材料	間詰モルタル	—	※強度は設計図書に示す硬化後の圧縮強度試験(材齡7日、28日) 注1)、注2)、注3)	NEXCO試験法315 (試験様式-345) 準用	材料	間詰モルタル	—	※強度は設計図書に示す硬化後の圧縮強度試験(材齡7日、28日) 注1)、注2)、注3)	NEXCO試験法315 (試験様式-345) 準用	
	【規定値】・ 設計図書に示す圧縮強度以上 注1) 間詰モルタルの配合・圧縮強度については、設計図書に示すものとする。また、間詰モルタルの配合は施工計画書に明記し、施工開始前に強度の確認試験を行い、試験結果については監督員に提出するものとする。 注2) 上記確認試験により、仕様を満足する強度が得られたと確認された場合は、施工途中において圧縮強度試験による確認は省くことができるものとするが、別途監督員より指示があつた場合は、その指示に従うものとする。 注3) 圧縮強度試験の供試体は、NEXCO試験方法第3編「コンクリート関係試験方法」試験法315に準じるものとし、材齡7日、28日の各々で3本ずつ計6本を作成するものとし、現地における自然養生によるものとする。					【規定値】・ 設計図書に示す圧縮強度以上 注1) 間詰モルタルの配合・圧縮強度については、設計図書に示すものとする。また、間詰モルタルの配合は施工計画書に明記し、施工開始前に強度の確認試験を行い、試験結果については監督員に提出するものとする。 注2) 上記確認試験により、仕様を満足する強度が得られたと確認された場合は、施工途中において圧縮強度試験による確認は省くことができるものとするが、別途監督員より指示があつた場合は、その指示に従うものとする。 注3) 圧縮強度試験の供試体は、NEXCO試験方法第3編「コンクリート関係試験方法」試験法315に準じるものとし、材齡7日、28日の各々で3本ずつ計6本を作成するものとし、現地における自然養生によるものとする。					
	20		20								

正誤表(14/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																													
特記仕様書 24頁	<p><b>3 0 - 8 - 2 落橋防止構造</b> (1) 共通仕様書17-5-4 (2) に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止構造 P 1-A</td> <td>P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力608kN/本 設計移動量550mm</td> <td>細内川橋 A1橋台、 P2/P3橋脚、A2橋台</td> </tr> <tr> <td>落橋防止構造 P 1-B</td> <td>P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力1554kN/本 設計移動量600mm</td> <td>細内川橋 P2/P3橋脚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書17-5-4に下記を追加する。 (5) アンカー工の削孔に当たっては、鉄筋探査等を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう に十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄 筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。 なお、鉄筋探査に要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わな いものとする。</p> <p><b>3 0 - 8 - 3 支払</b> 共通仕様書17-5-8を下記のとおり変更する。 (1) 縁端拡幅工 縁端拡幅工の支払は、共通仕様書17-5-7 (1) の規定に従って検査された数量に対 し、それぞれ1m<sup>3</sup>、1t又は1本当たりの契約単価で行うものとする。 コンクリート、型わく、鉄筋及びエポキシ鉄筋の契約単価には、共通仕様書第8章の関係各 項の規定によるものほかコンクリートには打継表面処理を含むものとし、それぞれの施工に 要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを 除くすべての費用を含むものとする。 アンカー工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設鉄筋探査、削孔及 び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含 まれるもの除くすべての費用を含むものとする。 (2) 落橋防止構造 落橋防止構造の支払は、共通仕様書17-5-7 (2) の規定に従って検査された数量に対 し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。 この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う連結装置の製作、溶融亜鉛メッ キ、輸送、既設鉄筋探査、アンカーの削孔、樹脂接着剤の施工および落橋防止構造設置に要す る材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除く すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17- (9) 縁端拡幅工B エポキシ鉄筋</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アンカー工A 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工A 2</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工B 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工B 2</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工C 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工D 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 2</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 3</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 4</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 5</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 6</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 7</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 8</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17- (9) 縁端拡幅工B エポキシ鉄筋</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アンカー工A 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工A 2</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工B 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工B 2</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工C 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工D 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 2</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 3</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 4</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 5</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 6</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 7</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工E 8</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 8 - 2 落橋防止構造</b> (1) 共通仕様書17-5-4 (2) に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止構造 P 1-A</td> <td>P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力608kN/本 設計移動量550mm</td> <td>細内川橋 A1橋台、 P2/P3橋脚、A2橋台</td> </tr> <tr> <td>落橋防止構造 P 1-B</td> <td>P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力1554kN/本 設計移動量600mm</td> <td>細内川橋 P2/P3橋脚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書17-5-4に下記を追加する。 (5) アンカー工の削孔に当たっては、鉄筋探査等を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう に十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄 筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。 なお、鉄筋探査に要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わな いものとする。</p> <p><b>3 0 - 8 - 3 支払</b> 共通仕様書17-5-8を下記のとおり変更する。 (1) 縁端拡幅工 縁端拡幅工の支払は、共通仕様書17-5-7 (1) の規定に従って検査された数量に対 し、それぞれ1m<sup>3</sup>、1m<sup>2</sup>、1t又は1本当たりの契約単価で行うものとする。 コンクリート、型わく、鉄筋及びエポキシ鉄筋の契約単価には、共通仕様書第8章の関係各 項の規定によるものほかコンクリートには打継表面処理を含むものとし、それぞれの施工に 要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを 除くすべての費用を含むものとする。 アンカー工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設鉄筋探査、削孔及 び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含 まれるもの除くすべての費用を含むものとする。 (2) 落橋防止構造 落橋防止構造の支払は、共通仕様書17-5-7 (2) の規定に従って検査された数量に対 し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。 この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う連結装置の製作、溶融亜鉛メッ キ、輸送、既設鉄筋探査、アンカーの削孔、樹脂接着剤の施工および落橋防止構造設置に要す る材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除く すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17- (11) 落橋防止構造 P 1-A</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>P 1-B</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17- (11) 落橋防止構造 P 1-A</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>P 1-B</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	設置箇所	落橋防止構造 P 1-A	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力608kN/本 設計移動量550mm	細内川橋 A1橋台、 P2/P3橋脚、A2橋台	落橋防止構造 P 1-B	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力1554kN/本 設計移動量600mm	細内川橋 P2/P3橋脚	単価表の項目	検査の単位	17- (9) 縁端拡幅工B エポキシ鉄筋	t	アンカー工A 1	本	アンカー工A 2	本	アンカー工B 1	本	アンカー工B 2	本	アンカー工C 1	本	アンカー工D 1	本	アンカー工E 1	本	アンカー工E 2	本	アンカー工E 3	本	アンカー工E 4	本	アンカー工E 5	本	アンカー工E 6	本	アンカー工E 7	本	アンカー工E 8	本	単価表の項目	検査の単位	17- (9) 縁端拡幅工B エポキシ鉄筋	t	アンカー工A 1	本	アンカー工A 2	本	アンカー工B 1	本	アンカー工B 2	本	アンカー工C 1	本	アンカー工D 1	本	アンカー工E 1	本	アンカー工E 2	本	アンカー工E 3	本	アンカー工E 4	本	アンカー工E 5	本	アンカー工E 6	本	アンカー工E 7	本	アンカー工E 8	本	単価表の項目	区分内容	設置箇所	落橋防止構造 P 1-A	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力608kN/本 設計移動量550mm	細内川橋 A1橋台、 P2/P3橋脚、A2橋台	落橋防止構造 P 1-B	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力1554kN/本 設計移動量600mm	細内川橋 P2/P3橋脚	単価表の項目	検査の単位	17- (11) 落橋防止構造 P 1-A	本	P 1-B	本	単価表の項目	検査の単位	17- (11) 落橋防止構造 P 1-A	本	P 1-B	本
単価表の項目	区分内容	設置箇所																																																																																													
落橋防止構造 P 1-A	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力608kN/本 設計移動量550mm	細内川橋 A1橋台、 P2/P3橋脚、A2橋台																																																																																													
落橋防止構造 P 1-B	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力1554kN/本 設計移動量600mm	細内川橋 P2/P3橋脚																																																																																													
単価表の項目	検査の単位																																																																																														
17- (9) 縁端拡幅工B エポキシ鉄筋	t																																																																																														
アンカー工A 1	本																																																																																														
アンカー工A 2	本																																																																																														
アンカー工B 1	本																																																																																														
アンカー工B 2	本																																																																																														
アンカー工C 1	本																																																																																														
アンカー工D 1	本																																																																																														
アンカー工E 1	本																																																																																														
アンカー工E 2	本																																																																																														
アンカー工E 3	本																																																																																														
アンカー工E 4	本																																																																																														
アンカー工E 5	本																																																																																														
アンカー工E 6	本																																																																																														
アンカー工E 7	本																																																																																														
アンカー工E 8	本																																																																																														
単価表の項目	検査の単位																																																																																														
17- (9) 縁端拡幅工B エポキシ鉄筋	t																																																																																														
アンカー工A 1	本																																																																																														
アンカー工A 2	本																																																																																														
アンカー工B 1	本																																																																																														
アンカー工B 2	本																																																																																														
アンカー工C 1	本																																																																																														
アンカー工D 1	本																																																																																														
アンカー工E 1	本																																																																																														
アンカー工E 2	本																																																																																														
アンカー工E 3	本																																																																																														
アンカー工E 4	本																																																																																														
アンカー工E 5	本																																																																																														
アンカー工E 6	本																																																																																														
アンカー工E 7	本																																																																																														
アンカー工E 8	本																																																																																														
単価表の項目	区分内容	設置箇所																																																																																													
落橋防止構造 P 1-A	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力608kN/本 設計移動量550mm	細内川橋 A1橋台、 P2/P3橋脚、A2橋台																																																																																													
落橋防止構造 P 1-B	P C鋼材を用いて上部工と下部工を連結するもの 設計耐力1554kN/本 設計移動量600mm	細内川橋 P2/P3橋脚																																																																																													
単価表の項目	検査の単位																																																																																														
17- (11) 落橋防止構造 P 1-A	本																																																																																														
P 1-B	本																																																																																														
単価表の項目	検査の単位																																																																																														
17- (11) 落橋防止構造 P 1-A	本																																																																																														
P 1-B	本																																																																																														

正誤表(15/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																									
特記仕様書 26頁	<p>3 0 - 1 0 - 3 材料 交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。</p> <p>3 0 - 1 0 - 4 交通規制工実施報告書の提出時期について 共通仕様書 1 9 - 3 - 3 「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 交通保安要員 3 0 - 1 1 - 1 種別 共通仕様書 1 9 - 4 - 2 「種別」に規定する配置場所、配置人数、配置時間及び期間については下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>配置時間</th> <th>配置期間</th> <th>休憩時間の交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員 A 3</td> <td>秋田自動車道 湯田 I C～大曲 I C 交通規制の工事車両出入口</td> <td>2人</td> <td>6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下</td> <td>交通規制実施の都度</td> <td>必要 (配置人数に含む)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B 3</td> <td>細内川橋 町道大野台・細内線 工事車両出入口</td> <td>1人</td> <td>6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下</td> <td>施工期間</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B 3</td> <td>九升田橋 市道宿・九升田線 工事車両出入口</td> <td>1人</td> <td>6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下</td> <td>施工期間</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B 4 (Y)</td> <td>秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 夜間通行止 施工箇所の前後</td> <td>3人</td> <td>20時から6時までの間で、実働時間が6時間を超えて9時間以下</td> <td>交通規制実施の都度</td> <td>必要 (配置人数に含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 - 2 交通保安要員計画について 共通仕様書 1 9 - 4 - 3 を下記のとおり変更する。 受注者は、工事着手前に設計図書及び監督員の指示に従い、具体的な交通保安要員の配置計画について、施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。受注者は業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、予め氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を単価項目毎に作成し、監督員に提出するものとする。 なお、監督員が追加の交通保安要員の配置を指示した場合、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 また、受注者は交通保安要員実施報告書（様式第26号）を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 - 3 交通保安要員実施報告書の提出時期について 共通仕様書 1 9 - 4 - 3 に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 - 4 支払 共通仕様書 1 9 - 4 - 5 支払に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検討の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 9 - (2) 交通保安要員 交通監視員 A 3 交通誘導警備員 B 3 交通誘導警備員 B 4 (Y)</td> <td>人・日</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	配置場所	配置人数	配置時間	配置期間	休憩時間の交代要員の有無	交通監視員 A 3	秋田自動車道 湯田 I C～大曲 I C 交通規制の工事車両出入口	2人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	交通規制実施の都度	必要 (配置人数に含む)	交通誘導警備員 B 3	細内川橋 町道大野台・細内線 工事車両出入口	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要	交通誘導警備員 B 3	九升田橋 市道宿・九升田線 工事車両出入口	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要	交通誘導警備員 B 4 (Y)	秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 夜間通行止 施工箇所の前後	3人	20時から6時までの間で、実働時間が6時間を超えて9時間以下	交通規制実施の都度	必要 (配置人数に含む)	単価表の項目	検討の単位	1 9 - (2) 交通保安要員 交通監視員 A 3 交通誘導警備員 B 3 交通誘導警備員 B 4 (Y)	人・日	<p>3 0 - 1 0 - 3 材料 交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。</p> <p>3 0 - 1 0 - 4 交通規制工実施報告書の提出時期について 共通仕様書 1 9 - 3 - 3 「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 交通保安要員 3 0 - 1 1 - 1 種別 共通仕様書 1 9 - 4 - 2 「種別」に規定する配置場所、配置人数、配置時間及び期間については下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置場所</th> <th>規制種別</th> <th>配置人数</th> <th>配置時間</th> <th>配置期間</th> <th>休憩時間の交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員 A 3</td> <td>秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 交通規制の工事車両出入口</td> <td>路肩規制 車線規制 交互交通規制</td> <td>1人 3人 3人</td> <td>6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下</td> <td>交通規制実施の都度</td> <td>不要 (配置人数に含む)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B 3</td> <td>細内川橋 町道大野台・細内線 工事車両出入口</td> <td>—</td> <td>1人</td> <td>6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下</td> <td>施工期間</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B 3</td> <td>九升田橋 市道宿・九升田線 工事車両出入口</td> <td>—</td> <td>1人</td> <td>6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下</td> <td>施工期間</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B 4 (Y)</td> <td>秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 夜間通行止 施工箇所の前後</td> <td>—</td> <td>3人</td> <td>20時から6時までの間で、実働時間が8時間を超えて9時間以下</td> <td>交通規制実施の都度</td> <td>必要 (配置人数に含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 - 2 交通保安要員計画について 共通仕様書 1 9 - 4 - 3 を下記のとおり変更する。 受注者は、工事着手前に設計図書及び監督員の指示に従い、具体的な交通保安要員の配置計画について、施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。受注者は業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、予め氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を単価項目毎に作成し、監督員に提出するものとする。 なお、監督員が追加の交通保安要員の配置を指示した場合、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 また、受注者は交通保安要員実施報告書（様式第26号）を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 - 3 交通保安要員実施報告書の提出時期について 共通仕様書 1 9 - 4 - 3 に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。</p> <p>3 0 - 1 1 - 4 支払 共通仕様書 1 9 - 4 - 5 支払に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検討の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 9 - (2) 交通保安要員 交通監視員 A 3 交通誘導警備員 B 3 交通誘導警備員 B 4 (Y)</td> <td>人・日</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	配置場所	規制種別	配置人数	配置時間	配置期間	休憩時間の交代要員の有無	交通監視員 A 3	秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 交通規制の工事車両出入口	路肩規制 車線規制 交互交通規制	1人 3人 3人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	交通規制実施の都度	不要 (配置人数に含む)	交通誘導警備員 B 3	細内川橋 町道大野台・細内線 工事車両出入口	—	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要	交通誘導警備員 B 3	九升田橋 市道宿・九升田線 工事車両出入口	—	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要	交通誘導警備員 B 4 (Y)	秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 夜間通行止 施工箇所の前後	—	3人	20時から6時までの間で、実働時間が8時間を超えて9時間以下	交通規制実施の都度	必要 (配置人数に含む)	単価表の項目	検討の単位	1 9 - (2) 交通保安要員 交通監視員 A 3 交通誘導警備員 B 3 交通誘導警備員 B 4 (Y)	人・日
単価表の項目	配置場所	配置人数	配置時間	配置期間	休憩時間の交代要員の有無																																																																						
交通監視員 A 3	秋田自動車道 湯田 I C～大曲 I C 交通規制の工事車両出入口	2人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	交通規制実施の都度	必要 (配置人数に含む)																																																																						
交通誘導警備員 B 3	細内川橋 町道大野台・細内線 工事車両出入口	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要																																																																						
交通誘導警備員 B 3	九升田橋 市道宿・九升田線 工事車両出入口	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要																																																																						
交通誘導警備員 B 4 (Y)	秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 夜間通行止 施工箇所の前後	3人	20時から6時までの間で、実働時間が6時間を超えて9時間以下	交通規制実施の都度	必要 (配置人数に含む)																																																																						
単価表の項目	検討の単位																																																																										
1 9 - (2) 交通保安要員 交通監視員 A 3 交通誘導警備員 B 3 交通誘導警備員 B 4 (Y)	人・日																																																																										
単価表の項目	配置場所	規制種別	配置人数	配置時間	配置期間	休憩時間の交代要員の有無																																																																					
交通監視員 A 3	秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 交通規制の工事車両出入口	路肩規制 車線規制 交互交通規制	1人 3人 3人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	交通規制実施の都度	不要 (配置人数に含む)																																																																					
交通誘導警備員 B 3	細内川橋 町道大野台・細内線 工事車両出入口	—	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要																																																																					
交通誘導警備員 B 3	九升田橋 市道宿・九升田線 工事車両出入口	—	1人	6時から20時までの間で、実働時間が6時間を超えて8時間以下	施工期間	不要																																																																					
交通誘導警備員 B 4 (Y)	秋田自動車道 湯田 I C～協和 I C 夜間通行止 施工箇所の前後	—	3人	20時から6時までの間で、実働時間が8時間を超えて9時間以下	交通規制実施の都度	必要 (配置人数に含む)																																																																					
単価表の項目	検討の単位																																																																										
1 9 - (2) 交通保安要員 交通監視員 A 3 交通誘導警備員 B 3 交通誘導警備員 B 4 (Y)	人・日																																																																										

## 正誤表(16/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																								
特記仕様書 28頁	<p><b>3 0 - 1 4 - 3 建設副産物の処理</b> 保護コンクリート復旧工で発生するコンクリート塊の処理は本特記仕様書2 0 - 2によるものとし、費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 4 - 4 数量の検測</b> 保護コンクリート復旧工の数量の検測は、設計数量(m3)で行うものとする。 また、保護コンクリート復旧工の数量の検測及び支払の小数位については共通仕様書1 - 3 1 - 4「数量の小数位」①「鋼材、樹脂モルタル等」を適用するものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 4 - 5 支払</b> 保護コンクリート復旧工の支払は前項に従って検測された数量に対し、1m3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、集積、建設副産物の再資源化施設までの運搬、処分、型わくの製作、据付け、取外し、無収縮モルタルの材料、計量、練り混ぜ、打込み、仕上げ、養生等保護コンクリート復旧工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">検測の単位</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (3) 保護コンクリート復旧工</td> <td style="text-align: center;">m3</td> <td style="text-align: center;">特一 (3) 保護コンクリート復旧工</td> <td style="text-align: center;">m3</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 5 橋梁補修工</b> <b>3 0 - 1 5 - 1 定義</b> 橋梁補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋台、橋脚、床版下面等の既設コンクリートの塗害対策及び脆弱部をウォータージェット工法を用いてはつり処理を行い、除去された既設コンクリートの損傷部分に対して断面修復することをいう。</p> <p><b>3 0 - 1 5 - 2 種別</b> 橋梁補修工の種別を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">区分内容</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (狭隘部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (狭隘部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 2</td> <td style="text-align: center;">狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 2</td> <td style="text-align: center;">狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 B 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 B 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 C 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 C 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 D 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 D 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 5 - 3 材料</b> 橋梁補修工に使用する材料は、共通仕様書1 7 - 9 - 3 (3)の規定によるものとする。 また、橋梁修復工の材料に以下のとおり追加する。防錆剤入りポリマーセメントモルタルは、亜硝酸リチウムを固形分で5.5kg/m3混入させたものとする。混入する亜硝酸リチウムの品質規格は次のとおりとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	単価表の項目	検測の単位	特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3	特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3	単価表の項目	区分内容	単価表の項目	区分内容	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業	橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業	<p><b>3 0 - 1 4 - 3 建設副産物の処理</b> 保護コンクリート復旧工で発生するコンクリート塊の処理は本特記仕様書2 0 - 2によるものとし、費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 4 - 4 数量の検測</b> 保護コンクリート復旧工の数量の検測は、設計数量(m3)で行うものとする。 また、保護コンクリート復旧工の数量の検測及び支払の小数位については共通仕様書1 - 3 1 - 4「数量の小数位」①「鋼材、樹脂モルタル等」を適用するものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 4 - 5 支払</b> 保護コンクリート復旧工の支払は前項に従って検測された数量に対し、1m3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、集積、建設副産物の再資源化施設までの運搬、処分、型わくの製作、据付け、取外し、無収縮モルタルの材料、計量、練り混ぜ、打込み、仕上げ、養生等保護コンクリート復旧工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">検測の単位</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (3) 保護コンクリート復旧工</td> <td style="text-align: center;">m3</td> <td style="text-align: center;">特一 (3) 保護コンクリート復旧工</td> <td style="text-align: center;">m3</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 5 橋梁補修工</b> <b>3 0 - 1 5 - 1 定義</b> 橋梁補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋台、橋脚、床版下面等の既設コンクリートの塗害対策及び脆弱部をウォータージェット工法を用いてはつり処理を行い、除去された既設コンクリートの損傷部分に対して断面修復することをいう。</p> <p><b>3 0 - 1 5 - 2 種別</b> 橋梁補修工の種別を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">区分内容</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (狭隘部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (狭隘部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)</td> <td style="text-align: center;">「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 2</td> <td style="text-align: center;">狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 A 2</td> <td style="text-align: center;">狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 B 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 B 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 C 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 C 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 D 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業</td> <td style="text-align: center;">橋梁補修工 断面修復工 D 1</td> <td style="text-align: center;">普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 5 - 3 材料</b> 橋梁補修工に使用する材料は、共通仕様書1 7 - 9 - 3 (3)の規定によるものとする。 また、橋梁修復工の材料に以下のとおり追加する。防錆剤入りポリマーセメントモルタルは、亜硝酸リチウムを固形分で5.5kg/m3混入させたものとする。混入する亜硝酸リチウムの品質規格は次のとおりとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	単価表の項目	検測の単位	特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3	特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3	単価表の項目	区分内容	単価表の項目	区分内容	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業	橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業
単価表の項目	検測の単位	単価表の項目	検測の単位																																																																																							
特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3	特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3																																																																																							
単価表の項目	区分内容	単価表の項目	区分内容																																																																																							
橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業																																																																																							
橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業																																																																																							
橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業	橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業																																																																																							
単価表の項目	検測の単位	単価表の項目	検測の単位																																																																																							
特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3	特一 (3) 保護コンクリート復旧工	m3																																																																																							
単価表の項目	区分内容	単価表の項目	区分内容																																																																																							
橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業																																																																																							
橋梁補修工 はつり工 (W J) 細内川橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業																																																																																							
橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (狭隘部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業	橋梁補修工 はつり工 (W J) 九升田橋 (普通部)	「構造物施工管理要領」III-3-1-2「はつり処理」に規定する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 1	普通部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 A 2	狭隘部において、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 B 1	普通部において、防錆剤入りポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業	橋梁補修工 断面修復工 C 1	普通部において、遮塗モルタルを用いて吹付工法により断面修復する作業																																																																																							
橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業	橋梁補修工 断面修復工 D 1	普通部において、高性能防錆ペーストを吹付する作業																																																																																							

## 正誤表(17/40)

### (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																												
特記仕様書 30頁	<p>までの運搬、排水の中和処理費等はつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>橋梁補修工の契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うはつり工箇所の整形、鉄筋のケレン・防錆材の塗布、プライマー塗布、吹付工法による修復等橋梁補修工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (4) 橋梁補修工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 細内川橋 (普通部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 細内川橋 (狭幅部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 九升田橋 (普通部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 九升田橋 (狭幅部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 A 1</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 A 2</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 B 1</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 C 1</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 D 1</td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 0 - 1 6 脱塩工 3 0 - 1 6 - 1 定義 脱塩工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物の表面に設置する電解質溶液を含んだ仮設陽極材から、コンクリート内部の鋼材へ電流を流し、コンクリート中の塩化物イオンを電解質溶液に電気泳動させ、脱塩する工法をいう。</p> <p>3 0 - 1 6 - 2 適用すべき諸基準 脱塩工は、設計要領第二集橋梁保全編「7-6 電気化学的脱塩工法」の規定によるものとする。 また、上記の要領に記載されていない事項については、以下に示す諸基準に準ずるものとする。 電気化学的防食工法指針（コンクリートライブラー15.7、土木学会）</p> <p>3 0 - 1 6 - 3 材料 脱塩工に使用する材料は、設計要領第二集橋梁保全編「7-6-2 使用材料」の規定によるものとする。 なお、仮設陽極の保持方法は吸水マット方式を標準とする。 また、内部電極設置箇所に使用する断面修復材は「構造物施工管理要領」III-3-3-4および3-3-5の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>3 0 - 1 6 - 4 調査 脱塩工の施工にあたり、設計要領および電気化学的防食工法指針の規定に準じて施工前に脱塩工の実施に必要な電気化学的脱塩工調査を実施するものとする。 (1) 外観、変状範囲調査「漏水範囲の目視観察、変状（ひび割れ、浮き）範囲の打音点検」 (2) 施工前におけるドリル法による含有塩分量調査、塩分濃度分析（1箇所、鉄筋背面深さ方向に5試料） (3) 鉄筋かぶり、鋼材腐食状況調査 (4) 自然電位測定「-200mVより卑な範囲（-300～-500）の確認」 (5) 鋼材間の電気的導通試験（直流電圧計による確認） (6) 施工中におけるドリル法による含有塩分量調査、塩分濃度分析（1箇所、鉄筋背面深さ方向に5試料） (7) 施工後におけるドリル法による含有塩分量調査、塩分濃度分析（1箇所、鉄筋背面深さ方向に5試料） (8) 施工後における自然電位測定（モニタリングの初期値）</p> <p>3 0 - 1 6 - 5 施工 脱塩工の施工は、設計要領および電気化学的防食工法指針の規定に準じて行うものとする。 なお、前項の調査結果により、仮設陽極、通電条件および直流電源装置を決定し以下に示す仕様の変更が生じる場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (4) 橋梁補修工		はつり工 (WJ) 細内川橋 (普通部)	m3	はつり工 (WJ) 細内川橋 (狭幅部)	m3	はつり工 (WJ) 九升田橋 (普通部)	m3	はつり工 (WJ) 九升田橋 (狭幅部)	m3	断面修復工 A 1	m3	断面修復工 A 2	m3	断面修復工 B 1	m3	断面修復工 C 1	m3	断面修復工 D 1	kg	<p>までの運搬、排水の中和処理費等はつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>橋梁補修工の契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うはつり工箇所の整形、鉄筋のケレン・防錆材の塗布、プライマー塗布、吹付工法による修復等橋梁補修工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (4) 橋梁補修工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 細内川橋 (普通部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 細内川橋 (狭幅部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 九升田橋 (普通部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>はつり工 (WJ) 九升田橋 (狭幅部)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 A 1</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 A 2</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 B 1</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 C 1</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>断面修復工 D 1</td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 0 - 1 6 脱塩工 3 0 - 1 6 - 1 定義 脱塩工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物の表面に設置する電解質溶液を含んだ仮設陽極材から、コンクリート内部の鋼材へ電流を流し、コンクリート中の塩化物イオンを電解質溶液に電気泳動させ、脱塩する工法をいう。</p> <p>3 0 - 1 6 - 2 適用すべき諸基準 脱塩工は、設計要領第二集橋梁保全編「7-6 電気化学的脱塩工法」の規定によるものとする。 また、上記の要領に記載されていない事項については、以下に示す諸基準に準ずるものとする。 電気化学的防食工法指針（コンクリートライブラー15.7、土木学会）</p> <p>3 0 - 1 6 - 3 材料 脱塩工に使用する材料は、設計要領第二集橋梁保全編「7-6-2 使用材料」の規定によるものとする。 なお、仮設陽極の保持方法は吸水マット方式を標準とする。 また、内部電極設置箇所に使用する断面修復材は「構造物施工管理要領」III-3-3-4および3-3-5の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>3 0 - 1 6 - 4 調査 脱塩工の施工にあたり、設計要領および電気化学的防食工法指針の規定に準じて施工前に脱塩工の実施に必要な電気化学的脱塩工調査を実施するものとする。 (1) 外観、変状範囲調査「漏水範囲の目視観察、変状（ひび割れ、浮き）範囲の打音点検」 (2) 施工前におけるドリル法による含有塩分量調査、塩分濃度分析（1箇所、鉄筋背面深さ方向に5試料） (3) 鉄筋かぶり、鋼材腐食状況調査 (4) 自然電位測定「-200mVより卑な範囲（-300～-500）の確認」 (5) 鋼材間の電気的導通試験（直流電圧計による確認） (6) 施工中におけるドリル法による含有塩分量調査、塩分濃度分析（1箇所、鉄筋背面深さ方向に5試料） (7) 施工後におけるドリル法による含有塩分量調査、塩分濃度分析（1箇所、鉄筋背面深さ方向に5試料） (8) 施工後における自然電位測定（モニタリングの初期値）</p> <p>3 0 - 1 6 - 5 施工 脱塩工の施工は、設計要領および電気化学的防食工法指針の規定に準じて行うものとする。 なお、前項の調査結果により、仮設陽極、通電条件および直流電源装置を決定し以下に示す仕様の変更が生じる場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (4) 橋梁補修工		はつり工 (WJ) 細内川橋 (普通部)	m3	はつり工 (WJ) 細内川橋 (狭幅部)	m3	はつり工 (WJ) 九升田橋 (普通部)	m3	はつり工 (WJ) 九升田橋 (狭幅部)	m3	断面修復工 A 1	m3	断面修復工 A 2	m3	断面修復工 B 1	m3	断面修復工 C 1	m3	断面修復工 D 1	kg
単価表の項目	検測の単位																																													
特一 (4) 橋梁補修工																																														
はつり工 (WJ) 細内川橋 (普通部)	m3																																													
はつり工 (WJ) 細内川橋 (狭幅部)	m3																																													
はつり工 (WJ) 九升田橋 (普通部)	m3																																													
はつり工 (WJ) 九升田橋 (狭幅部)	m3																																													
断面修復工 A 1	m3																																													
断面修復工 A 2	m3																																													
断面修復工 B 1	m3																																													
断面修復工 C 1	m3																																													
断面修復工 D 1	kg																																													
単価表の項目	検測の単位																																													
特一 (4) 橋梁補修工																																														
はつり工 (WJ) 細内川橋 (普通部)	m3																																													
はつり工 (WJ) 細内川橋 (狭幅部)	m3																																													
はつり工 (WJ) 九升田橋 (普通部)	m3																																													
はつり工 (WJ) 九升田橋 (狭幅部)	m3																																													
断面修復工 A 1	m3																																													
断面修復工 A 2	m3																																													
断面修復工 B 1	m3																																													
断面修復工 C 1	m3																																													
断面修復工 D 1	kg																																													

## 正誤表(18/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																														
特記仕様書 32頁	<p>単価表の項目 区分内容 備考</p> <table border="1"> <tr> <td>撤去工</td> <td>撤去・処分</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>油水分離ます</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>3 0 - 1 7 - 3 残存物件に関する事項</b> 撤去工で発生する残存物件については、本特記仕様書 13. 残存物件に関する事項によるものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 7 - 4 建設副産物の処理</b> 撤去工で発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の処理は本特記仕様書 20-2 によるものとし、費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 7 - 5 数量の検測</b> 撤去工の数量の検測は、設計数量 (m、m2、箇所、kg、t) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 7 - 7 支払</b> 撤去工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ 1m、1m2、1箇所、1kg 又は 1t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従つて行う既設構造物の撤去、集積、建設副産物の再資源化施設までの運搬、処分等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (6) 撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水溝 P u · 0 . 3 0 · 0 . 3 0</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>排水管 P (H) · 1 · φ 0 . 4 0 (S d - B)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>排水管 A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>排水管 B</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>排水管 C</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>防護柵 G r - A - E (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>法覆工</td> <td>m2</td> </tr> <tr> <td>検査路 B</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスファルト練石 (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>油水分離ます</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 8 撤去・再設置工</b> <b>3 0 - 1 8 - 1 定義</b> 撤去・再設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従つて、集水ます、橋脚銘版を撤去し、撤去した材料を再設置することをいう。</p> <p><b>3 0 - 1 8 - 2 種別</b> 撤去・再設置工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去・再設置工 集水ます Type A</td> <td>集水ますを撤去・再設置するもの</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>撤去・再設置工 橋脚銘版</td> <td>橋脚銘版を撤去・再設置するもの</td> <td>細内川橋 九升田橋</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 8 - 3 施工</b> 再利用品の撤去を行う際は慎重に行うものとし、受注者の明らかな過失により撤去材に損傷を与えた場合には、受注者の責任により補修を行うものとする。なお、受注者は撤去工完了後、構造物等の状態について監督員の確認を受けるものとする。</p> <p>なお、再利用品のについては適切に保管するものとする。再設置工の施工は、再利用する材料に損傷を与えないように慎重に行うものとする。</p> <p>なお、再設置する材料の損傷が著しいことにより再利用できないと監督員が判断した場合は、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	撤去工	撤去・処分	細内川橋	油水分離ます			単価表の項目	検測の単位	特- (6) 撤去工		排水溝 P u · 0 . 3 0 · 0 . 3 0	m	排水管 P (H) · 1 · φ 0 . 4 0 (S d - B)	m	排水管 A	m	排水管 B	kg	排水管 C	m	防護柵 G r - A - E (Y)	m	法覆工	m2	検査路 B	t	アスファルト練石 (Y)	m	油水分離ます	箇所	単価表の項目	区分内容	備考	撤去・再設置工 集水ます Type A	集水ますを撤去・再設置するもの	細内川橋	撤去・再設置工 橋脚銘版	橋脚銘版を撤去・再設置するもの	細内川橋 九升田橋	<p>単価表の項目 区分内容 備考</p> <table border="1"> <tr> <td>撤去工</td> <td>撤去・処分</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>油水分離ます</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>3 0 - 1 7 - 3 残存物件に関する事項</b> 撤去工で発生する残存物件については、本特記仕様書 17. 残存物件に関する事項によるものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 7 - 4 建設副産物の処理</b> 撤去工で発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の処理は本特記仕様書 20-2 によるものとし、費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 7 - 5 数量の検測</b> 撤去工の数量の検測は、設計数量 (m、m2、箇所、kg、t) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 7 - 7 支払</b> 撤去工の支払は、前項の規定に従つて検測した数量に対し、それぞれ 1m、1m2、1箇所、1kg 又は 1t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従つて行う既設構造物の撤去、集積、建設副産物の再資源化施設までの運搬、処分等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (6) 撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水溝 P u · 0 . 3 0 · 0 . 3 0</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>排水管 P (H) · 1 · φ 0 . 4 0 (S d - B)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>排水管 A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>排水管 B</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>排水管 C</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>防護柵 G r - A - E (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>法覆工</td> <td>m2</td> </tr> <tr> <td>検査路 B</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスファルト練石 (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>油水分離ます</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 8 撤去・再設置工</b> <b>3 0 - 1 8 - 1 定義</b> 撤去・再設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従つて、集水ます、橋脚銘版を撤去し、撤去した材料を再設置することをいう。</p> <p><b>3 0 - 1 8 - 2 種別</b> 撤去・再設置工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去・再設置工 集水ます Type A</td> <td>集水ますを撤去・再設置するもの</td> <td>細内川橋</td> </tr> <tr> <td>撤去・再設置工 橋脚銘版</td> <td>橋脚銘版を撤去・再設置するもの</td> <td>細内川橋 九升田橋</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 1 8 - 3 施工</b> 再利用品の撤去を行う際は慎重に行うものとし、受注者の明らかな過失により撤去材に損傷を与えた場合には、受注者の責任により補修を行うものとする。なお、受注者は撤去工完了後、構造物等の状態について監督員の確認を受けるものとする。</p> <p>なお、再利用品のについては適切に保管するものとする。再設置工の施工は、再利用する材料に損傷を与えないように慎重に行うものとする。</p> <p>なお、再設置する材料の損傷が著しいことにより再利用できないと監督員が判断した場合は、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	撤去工	撤去・処分	細内川橋	油水分離ます			単価表の項目	検測の単位	特- (6) 撤去工		排水溝 P u · 0 . 3 0 · 0 . 3 0	m	排水管 P (H) · 1 · φ 0 . 4 0 (S d - B)	m	排水管 A	m	排水管 B	kg	排水管 C	m	防護柵 G r - A - E (Y)	m	法覆工	m2	検査路 B	t	アスファルト練石 (Y)	m	油水分離ます	箇所	単価表の項目	区分内容	備考	撤去・再設置工 集水ます Type A	集水ますを撤去・再設置するもの	細内川橋	撤去・再設置工 橋脚銘版	橋脚銘版を撤去・再設置するもの	細内川橋 九升田橋
撤去工	撤去・処分	細内川橋																																																																														
油水分離ます																																																																																
単価表の項目	検測の単位																																																																															
特- (6) 撤去工																																																																																
排水溝 P u · 0 . 3 0 · 0 . 3 0	m																																																																															
排水管 P (H) · 1 · φ 0 . 4 0 (S d - B)	m																																																																															
排水管 A	m																																																																															
排水管 B	kg																																																																															
排水管 C	m																																																																															
防護柵 G r - A - E (Y)	m																																																																															
法覆工	m2																																																																															
検査路 B	t																																																																															
アスファルト練石 (Y)	m																																																																															
油水分離ます	箇所																																																																															
単価表の項目	区分内容	備考																																																																														
撤去・再設置工 集水ます Type A	集水ますを撤去・再設置するもの	細内川橋																																																																														
撤去・再設置工 橋脚銘版	橋脚銘版を撤去・再設置するもの	細内川橋 九升田橋																																																																														
撤去工	撤去・処分	細内川橋																																																																														
油水分離ます																																																																																
単価表の項目	検測の単位																																																																															
特- (6) 撤去工																																																																																
排水溝 P u · 0 . 3 0 · 0 . 3 0	m																																																																															
排水管 P (H) · 1 · φ 0 . 4 0 (S d - B)	m																																																																															
排水管 A	m																																																																															
排水管 B	kg																																																																															
排水管 C	m																																																																															
防護柵 G r - A - E (Y)	m																																																																															
法覆工	m2																																																																															
検査路 B	t																																																																															
アスファルト練石 (Y)	m																																																																															
油水分離ます	箇所																																																																															
単価表の項目	区分内容	備考																																																																														
撤去・再設置工 集水ます Type A	集水ますを撤去・再設置するもの	細内川橋																																																																														
撤去・再設置工 橋脚銘版	橋脚銘版を撤去・再設置するもの	細内川橋 九升田橋																																																																														

## 正誤表(19/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																										
特記仕様書 33頁	<p><b>3 0 - 1 8 - 4 数量の検測</b> 撤去・再設置工の数量の検測は、設計数量（箇所、枚）で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 8 - 5 支払</b> 撤去・再設置工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1箇所、又は1枚当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う撤去、保管、再設置等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>特- (7)</td> <td>撤去・再設置工 集水ます Type A 橋脚鉄錆</td> <td>箇所 枚</td> </tr> </table> <p><b>3 0 - 1 9 補装撤去・復旧工</b> <b>3 0 - 1 9 - 1 定義</b> 補装撤去・復旧工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、構造物掘削の際、支障となる一般道のアスファルト舗装の表層を撤去し耐震補強工事後、舗装を復旧することをいう。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 2 種別</b> 舗装復旧工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>舗装復旧工 復旧工 (t=40cm)</td> <td colspan="2">構造物掘削に際し支障となる一般道の表層の撤去、復旧時の下層路盤及び上層路盤の構築、アスファルト混合物（再生密粒度アスファルト混合物）を舗設するもの。 ※路盤の撤去は構造物掘削に含む</td> <td>細内川橋</td> </tr> </table> <p><b>3 0 - 1 9 - 3 設計断面及び材料</b> 舗装撤去・復旧工に使用する材料及び基準は、共通仕様書13-5-2及び13-5-3の規定によるものとする。 なお、設計断面及び材料は下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>種別</th> <th>設計厚さ</th> <th>材料種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>舗装復旧工 復旧工 (t=40cm)</td> <td>表層</td> <td>5.0mm</td> <td>再生密粒度アスファルト混合物</td> <td>最大粒度13mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上層路盤</td> <td>1.50mm</td> <td>粒度調整碎石 (M-40)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>下層路盤</td> <td>2.00mm</td> <td>再生クラッシャーラン (RC-40)</td> <td></td> </tr> </table> <p>舗装構成及び材料等は、関係機関との協議により変更になる場合がある。なお変更に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 4 施工</b> 舗装撤去・復旧工の施工は、共通仕様書18-5-3の規定によるものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 5 建設副産物の処理</b> 撤去で発生するアスファルト・コンクリート塊の処理は本特記仕様書16-2によるものとし、費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 6 数量の検測</b> 舗装撤去・復旧工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 7 支払</b> 舗装撤去・復旧工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1m<sup>2</sup>当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断、剥取り、舗装廃材の処理、瀝青材散布、各材料の製造、運搬及び舗設等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>特- (8)</td> <td>舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	単価表の項目		検測の単位	特- (7)	撤去・再設置工 集水ます Type A 橋脚鉄錆	箇所 枚	単価表の項目		区分内容	備考	舗装復旧工 復旧工 (t=40cm)	構造物掘削に際し支障となる一般道の表層の撤去、復旧時の下層路盤及び上層路盤の構築、アスファルト混合物（再生密粒度アスファルト混合物）を舗設するもの。 ※路盤の撤去は構造物掘削に含む		細内川橋	単価表の項目	種別	設計厚さ	材料種類	備考	舗装復旧工 復旧工 (t=40cm)	表層	5.0mm	再生密粒度アスファルト混合物	最大粒度13mm		上層路盤	1.50mm	粒度調整碎石 (M-40)			下層路盤	2.00mm	再生クラッシャーラン (RC-40)		単価表の項目		検測の単位	特- (8)	舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)	m <sup>2</sup>	<p>なお、再設置する材料の損傷が著しいことにより再利用できないと監督員が判断した場合は、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 8 - 4 数量の検測</b> 撤去・再設置工の数量の検測は、設計数量（箇所、枚）で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 8 - 5 支払</b> 撤去・再設置工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1箇所、又は1枚当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う撤去、保管、再設置等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>特- (7)</td> <td>撤去・再設置工 集水ます Type A 橋脚鉄錆</td> <td>箇所 枚</td> </tr> </table> <p><b>3 0 - 1 9 補装撤去・復旧工</b> <b>3 0 - 1 9 - 1 定義</b> 補装撤去・復旧工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、構造物掘削の際、支障となる一般道のアスファルト舗装の表層を撤去し耐震補強工事後、舗装を復旧することをいう。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 2 種別</b> 舗装撤去・復旧工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>舗装撤去・復旧工 (t=40cm)</td> <td colspan="2">構造物掘削に際し支障となる一般道の表層の撤去、復旧時の下層路盤及び上層路盤の構築、アスファルト混合物（再生密粒度アスファルト混合物）を舗設するもの。 ※路盤の撤去は構造物掘削に含む</td> <td>細内川橋</td> </tr> </table> <p><b>3 0 - 1 9 - 3 設計断面及び材料</b> 舗装撤去・復旧工に使用する材料及び基準は、共通仕様書13-5-2及び13-5-3の規定によるものとする。 なお、設計断面及び材料は下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>種別</th> <th>設計厚さ</th> <th>材料種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>舗装撤去・復旧工 (t=40cm)</td> <td>表層</td> <td>5.0mm</td> <td>再生密粒度アスファルト混合物</td> <td>最大粒度13mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上層路盤</td> <td>1.50mm</td> <td>粒度調整碎石 (M-40)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>下層路盤</td> <td>2.00mm</td> <td>再生クラッシャーラン (RC-40)</td> <td></td> </tr> </table> <p>舗装構成及び材料等は、関係機関との協議により変更になる場合がある。なお変更に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 4 施工</b> 舗装撤去・復旧工の施工は、共通仕様書18-5-3の規定によるものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 5 建設副産物の処理</b> 撤去で発生するアスファルト・コンクリート塊の処理は本特記仕様書20-2によるものとし、費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 6 数量の検測</b> 舗装撤去・復旧工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 1 9 - 7 支払</b> 舗装撤去・復旧工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1m<sup>2</sup>当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断、剥取り、舗装廃材の処理、瀝青材散布、各材料の製造、運搬及び舗設等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p>	単価表の項目		検測の単位	特- (7)	撤去・再設置工 集水ます Type A 橋脚鉄錆	箇所 枚	単価表の項目		区分内容	備考	舗装撤去・復旧工 (t=40cm)	構造物掘削に際し支障となる一般道の表層の撤去、復旧時の下層路盤及び上層路盤の構築、アスファルト混合物（再生密粒度アスファルト混合物）を舗設するもの。 ※路盤の撤去は構造物掘削に含む		細内川橋	単価表の項目	種別	設計厚さ	材料種類	備考	舗装撤去・復旧工 (t=40cm)	表層	5.0mm	再生密粒度アスファルト混合物	最大粒度13mm		上層路盤	1.50mm	粒度調整碎石 (M-40)			下層路盤	2.00mm	再生クラッシャーラン (RC-40)	
単価表の項目		検測の単位																																																																										
特- (7)	撤去・再設置工 集水ます Type A 橋脚鉄錆	箇所 枚																																																																										
単価表の項目		区分内容	備考																																																																									
舗装復旧工 復旧工 (t=40cm)	構造物掘削に際し支障となる一般道の表層の撤去、復旧時の下層路盤及び上層路盤の構築、アスファルト混合物（再生密粒度アスファルト混合物）を舗設するもの。 ※路盤の撤去は構造物掘削に含む		細内川橋																																																																									
単価表の項目	種別	設計厚さ	材料種類	備考																																																																								
舗装復旧工 復旧工 (t=40cm)	表層	5.0mm	再生密粒度アスファルト混合物	最大粒度13mm																																																																								
	上層路盤	1.50mm	粒度調整碎石 (M-40)																																																																									
	下層路盤	2.00mm	再生クラッシャーラン (RC-40)																																																																									
単価表の項目		検測の単位																																																																										
特- (8)	舗装撤去・復旧工 (t = 40 cm)	m <sup>2</sup>																																																																										
単価表の項目		検測の単位																																																																										
特- (7)	撤去・再設置工 集水ます Type A 橋脚鉄錆	箇所 枚																																																																										
単価表の項目		区分内容	備考																																																																									
舗装撤去・復旧工 (t=40cm)	構造物掘削に際し支障となる一般道の表層の撤去、復旧時の下層路盤及び上層路盤の構築、アスファルト混合物（再生密粒度アスファルト混合物）を舗設するもの。 ※路盤の撤去は構造物掘削に含む		細内川橋																																																																									
単価表の項目	種別	設計厚さ	材料種類	備考																																																																								
舗装撤去・復旧工 (t=40cm)	表層	5.0mm	再生密粒度アスファルト混合物	最大粒度13mm																																																																								
	上層路盤	1.50mm	粒度調整碎石 (M-40)																																																																									
	下層路盤	2.00mm	再生クラッシャーラン (RC-40)																																																																									

## 正誤表(20/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																										
特記仕様書 35頁	<p>また、現況復旧時に余剰土が発生した場合は、残土の処理箇所、処理方法等について、監督員の指示に従って処理するものとする。これらに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 1 - 4 数量の検測</b> 施工ヤード整備工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>、m<sup>2</sup>・月) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 1 - 5 支払</b> 施工ヤード整備工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1 m<sup>2</sup>、1 m<sup>2</sup>・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工ヤード整備に要する材料・運搬・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工ヤード整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 1</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>A 2</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>m<sup>2</sup>・月</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 2 2 仮設防護柵</b> <b>3 0 - 2 2 - 1 定義</b> 仮設防護柵とは、設計図書及び監督員の指示に従い、仮設防護柵等を設置・撤去及び保守することをいう。</p> <p><b>3 0 - 2 2 - 2 種別</b> 仮設防護柵の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設防護柵 (H鋼基礎) A</td> <td>H形鋼置き式仮設防護柵を設置・撤去費用および搬入時、搬出時の運搬費を含むもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設防護柵 (H鋼基礎) B</td> <td>仮設防護柵の賃料で、<b>基本料金</b>、整備費を含む。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>材料規格等</th> <th>材料区分</th> <th>調達地域</th> <th>設置期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設防護柵 (H鋼基礎) A</td> <td>ガードレール種別：C種 基台：H形鋼300×300×10×15 (接合部を含む)</td> <td>リース品</td> <td>秋田県</td> <td>10.7ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設防護柵 (H鋼基礎) B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 2 2 - 3 施工</b> 仮設防護柵を設置する際は、転倒を生じないよう事前に設置箇所の確認を行うものとする。 また、関係機関との協議により監督員が設置延長並びに設置・撤去回数の変更を指示した場合は、その指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。 なお、受注者の責によらず、仮設防護柵の設置期間に大幅な変更が生じた場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 2 - 4 数量の検測</b> 仮設防護柵 (H鋼基礎) Aの数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。 なお、設計数量は、設置した仮設防護柵H形鋼基礎の延長とする。 仮設防護柵 (H鋼基礎) Bの数量の検測は、設計数量 (m・日) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 2 - 5 支払</b> 仮設防護柵の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1 m又は1 m・日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の賃料、修理損耗品、仮設防護柵の設置、撤去、<b>基本料</b>、整備費、運搬等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	施工ヤード整備工		A 1	m <sup>2</sup>	A 2	m <sup>2</sup>	B	m <sup>2</sup> ・月	単価表の項目	区分内容	備考	仮設防護柵 (H鋼基礎) A	H形鋼置き式仮設防護柵を設置・撤去費用および搬入時、搬出時の運搬費を含むもの。		仮設防護柵 (H鋼基礎) B	仮設防護柵の賃料で、 <b>基本料金</b> 、整備費を含む。		単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	摘要	仮設防護柵 (H鋼基礎) A	ガードレール種別：C種 基台：H形鋼300×300×10×15 (接合部を含む)	リース品	秋田県	10.7ヶ月		仮設防護柵 (H鋼基礎) B						<p>変更及び追加が必要な場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>また、現況復旧時に余剰土が発生した場合は、残土の処理箇所、処理方法等について、監督員の指示に従って処理するものとする。これらに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 1 - 4 数量の検測</b> 施工ヤード整備工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>、m<sup>2</sup>・月) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 1 - 5 支払</b> 施工ヤード整備工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1 m<sup>2</sup>、1 m<sup>2</sup>・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工ヤード整備に要する材料・運搬・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工ヤード整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 1</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>A 2</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>m<sup>2</sup>・月</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 2 2 仮設防護柵</b> <b>3 0 - 2 2 - 1 定義</b> 仮設防護柵は、設計図書及び監督員の指示に従い、仮設防護柵等を設置・撤去及び保守することをいう。</p> <p><b>3 0 - 2 2 - 2 種別</b> 仮設防護柵の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設防護柵工 (H鋼基礎) A</td> <td>H形鋼置き式仮設防護柵を設置・撤去費用および搬入時、搬出時の運搬費を含むもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設防護柵工 (H鋼基礎) B</td> <td>仮設防護柵の賃料で、整備費を含む。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>材料規格等</th> <th>材料区分</th> <th>調達地域</th> <th>設置期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設防護柵工 (H鋼基礎) A</td> <td>ガードレール種別：C種 基台：H形鋼300×300×10×15 (接合部を含む)</td> <td>リース品</td> <td>秋田県</td> <td>10.7ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設防護柵工 (H鋼基礎) B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 0 - 2 2 - 3 施工</b> 仮設防護柵を設置する際は、転倒を生じないよう事前に設置箇所の確認を行うものとする。 また、関係機関との協議により監督員が設置延長並びに設置・撤去回数の変更を指示した場合は、その指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。 なお、受注者の責によらず、仮設防護柵の設置期間に大幅な変更が生じた場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 2 - 4 数量の検測</b> 仮設防護柵 (H鋼基礎) Aの数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。 なお、設計数量は、設置した仮設防護柵H形鋼基礎の延長とする。 仮設防護柵 (H鋼基礎) Bの数量の検測は、設計数量 (m・日) で行うものとする。</p> <p><b>3 0 - 2 2 - 5 支払</b> 仮設防護柵の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1 m又は1 m・日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の賃料、修理損耗品、仮設防護柵の設置、撤去、整備費、運搬等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	施工ヤード整備工		A 1	m <sup>2</sup>	A 2	m <sup>2</sup>	B	m <sup>2</sup> ・月	単価表の項目	区分内容	備考	仮設防護柵工 (H鋼基礎) A	H形鋼置き式仮設防護柵を設置・撤去費用および搬入時、搬出時の運搬費を含むもの。		仮設防護柵工 (H鋼基礎) B	仮設防護柵の賃料で、整備費を含む。		単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	摘要	仮設防護柵工 (H鋼基礎) A	ガードレール種別：C種 基台：H形鋼300×300×10×15 (接合部を含む)	リース品	秋田県	10.7ヶ月		仮設防護柵工 (H鋼基礎) B					
単価表の項目	検測の単位																																																																											
施工ヤード整備工																																																																												
A 1	m <sup>2</sup>																																																																											
A 2	m <sup>2</sup>																																																																											
B	m <sup>2</sup> ・月																																																																											
単価表の項目	区分内容	備考																																																																										
仮設防護柵 (H鋼基礎) A	H形鋼置き式仮設防護柵を設置・撤去費用および搬入時、搬出時の運搬費を含むもの。																																																																											
仮設防護柵 (H鋼基礎) B	仮設防護柵の賃料で、 <b>基本料金</b> 、整備費を含む。																																																																											
単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	摘要																																																																							
仮設防護柵 (H鋼基礎) A	ガードレール種別：C種 基台：H形鋼300×300×10×15 (接合部を含む)	リース品	秋田県	10.7ヶ月																																																																								
仮設防護柵 (H鋼基礎) B																																																																												
単価表の項目	検測の単位																																																																											
施工ヤード整備工																																																																												
A 1	m <sup>2</sup>																																																																											
A 2	m <sup>2</sup>																																																																											
B	m <sup>2</sup> ・月																																																																											
単価表の項目	区分内容	備考																																																																										
仮設防護柵工 (H鋼基礎) A	H形鋼置き式仮設防護柵を設置・撤去費用および搬入時、搬出時の運搬費を含むもの。																																																																											
仮設防護柵工 (H鋼基礎) B	仮設防護柵の賃料で、整備費を含む。																																																																											
単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	摘要																																																																							
仮設防護柵工 (H鋼基礎) A	ガードレール種別：C種 基台：H形鋼300×300×10×15 (接合部を含む)	リース品	秋田県	10.7ヶ月																																																																								
仮設防護柵工 (H鋼基礎) B																																																																												

## 正誤表(21/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																	
特記仕様書 36頁	<p>特一 (11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設防護柵工 (H鋼基礎) A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>(H鋼基礎) B</td> <td>m・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 0-2 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容</p> <p>割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設材等運搬費</td> <td>仮設材等(仮設防護柵、敷設板)の運搬に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物調査費</td> <td>工事施工にあたり近接工事の対象となる地下埋設物に対し、埋設位置の確認に要する費用をいう。(300×300×300mm 2箇所)</td> </tr> <tr> <td>非破壊検査試験費A</td> <td>コンクリート構造物等施工前に行う、非破壊試験による鉄筋位置確認に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>非破壊検査試験費B</td> <td>コンクリート構造物施工後に行う、非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用仮橋費</td> <td>仮橋に要する費用をいう。(設置・撤去)</td> </tr> <tr> <td>足場工費</td> <td>一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>法面仮設階段費</td> <td>耐震補強工事に必要な法面の昇降用の仮設階段に要する費用をいう。(設置・撤去)</td> </tr> <tr> <td>支保工費</td> <td>縁端部幅工施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるため、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>吊足場工費 (防護型側面)</td> <td>橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(足場側面に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>昇降足場費</td> <td>橋梁の吊足場工への昇降に必要な昇降足場工に要する費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 0-2 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容</p> <p>割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設材等運搬費</td> <td>仮設材等(仮設防護柵、敷設板)の運搬に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物調査費</td> <td>工事施工にあたり近接工事の対象となる地下埋設物に対し、埋設位置の確認に要する費用をいう。(300×300×300mm 2箇所)</td> </tr> <tr> <td>非破壊検査試験費A</td> <td>コンクリート構造物等施工前に行う、非破壊試験による鉄筋位置確認に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>非破壊検査試験費B</td> <td>コンクリート構造物施工後に行う、非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用仮橋費</td> <td>仮橋に要する費用をいう。(設置・撤去)</td> </tr> <tr> <td>足場工費</td> <td>一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>法面仮設階段費</td> <td>耐震補強工事に必要な法面の昇降用の仮設階段に要する費用をいう。(設置・撤去)</td> </tr> <tr> <td>支保工費</td> <td>縁端部幅工施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるため、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>吊足場工費 (防護型側面)</td> <td>橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(足場側面に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>橋梁上部工昇降足場費</td> <td>橋梁の吊足場工への昇降に必要な昇降足場工に要する費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	仮設防護柵工 (H鋼基礎) A	m	(H鋼基礎) B	m・日	割掛対象表の項目名称	工事の内容	仮設材等運搬費	仮設材等(仮設防護柵、敷設板)の運搬に要する費用をいう。	地下埋設物調査費	工事施工にあたり近接工事の対象となる地下埋設物に対し、埋設位置の確認に要する費用をいう。(300×300×300mm 2箇所)	非破壊検査試験費A	コンクリート構造物等施工前に行う、非破壊試験による鉄筋位置確認に要する費用をいう。	非破壊検査試験費B	コンクリート構造物施工後に行う、非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	工事用仮橋費	仮橋に要する費用をいう。(設置・撤去)	足場工費	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	法面仮設階段費	耐震補強工事に必要な法面の昇降用の仮設階段に要する費用をいう。(設置・撤去)	支保工費	縁端部幅工施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるため、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	吊足場工費 (防護型側面)	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(足場側面に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。	昇降足場費	橋梁の吊足場工への昇降に必要な昇降足場工に要する費用をいう。	割掛対象表の項目名称	工事の内容	仮設材等運搬費	仮設材等(仮設防護柵、敷設板)の運搬に要する費用をいう。	地下埋設物調査費	工事施工にあたり近接工事の対象となる地下埋設物に対し、埋設位置の確認に要する費用をいう。(300×300×300mm 2箇所)	非破壊検査試験費A	コンクリート構造物等施工前に行う、非破壊試験による鉄筋位置確認に要する費用をいう。	非破壊検査試験費B	コンクリート構造物施工後に行う、非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	工事用仮橋費	仮橋に要する費用をいう。(設置・撤去)	足場工費	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	法面仮設階段費	耐震補強工事に必要な法面の昇降用の仮設階段に要する費用をいう。(設置・撤去)	支保工費	縁端部幅工施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるため、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	吊足場工費 (防護型側面)	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(足場側面に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。	橋梁上部工昇降足場費	橋梁の吊足場工への昇降に必要な昇降足場工に要する費用をいう。
単価表の項目	検測の単位																																																		
仮設防護柵工 (H鋼基礎) A	m																																																		
(H鋼基礎) B	m・日																																																		
割掛対象表の項目名称	工事の内容																																																		
仮設材等運搬費	仮設材等(仮設防護柵、敷設板)の運搬に要する費用をいう。																																																		
地下埋設物調査費	工事施工にあたり近接工事の対象となる地下埋設物に対し、埋設位置の確認に要する費用をいう。(300×300×300mm 2箇所)																																																		
非破壊検査試験費A	コンクリート構造物等施工前に行う、非破壊試験による鉄筋位置確認に要する費用をいう。																																																		
非破壊検査試験費B	コンクリート構造物施工後に行う、非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。																																																		
工事用仮橋費	仮橋に要する費用をいう。(設置・撤去)																																																		
足場工費	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。																																																		
法面仮設階段費	耐震補強工事に必要な法面の昇降用の仮設階段に要する費用をいう。(設置・撤去)																																																		
支保工費	縁端部幅工施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるため、仮設の支保構造物に要する費用をいう。																																																		
吊足場工費 (防護型側面)	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(足場側面に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。																																																		
昇降足場費	橋梁の吊足場工への昇降に必要な昇降足場工に要する費用をいう。																																																		
割掛対象表の項目名称	工事の内容																																																		
仮設材等運搬費	仮設材等(仮設防護柵、敷設板)の運搬に要する費用をいう。																																																		
地下埋設物調査費	工事施工にあたり近接工事の対象となる地下埋設物に対し、埋設位置の確認に要する費用をいう。(300×300×300mm 2箇所)																																																		
非破壊検査試験費A	コンクリート構造物等施工前に行う、非破壊試験による鉄筋位置確認に要する費用をいう。																																																		
非破壊検査試験費B	コンクリート構造物施工後に行う、非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。																																																		
工事用仮橋費	仮橋に要する費用をいう。(設置・撤去)																																																		
足場工費	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。																																																		
法面仮設階段費	耐震補強工事に必要な法面の昇降用の仮設階段に要する費用をいう。(設置・撤去)																																																		
支保工費	縁端部幅工施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるため、仮設の支保構造物に要する費用をいう。																																																		
吊足場工費 (防護型側面)	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(足場側面に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。																																																		
橋梁上部工昇降足場費	橋梁の吊足場工への昇降に必要な昇降足場工に要する費用をいう。																																																		

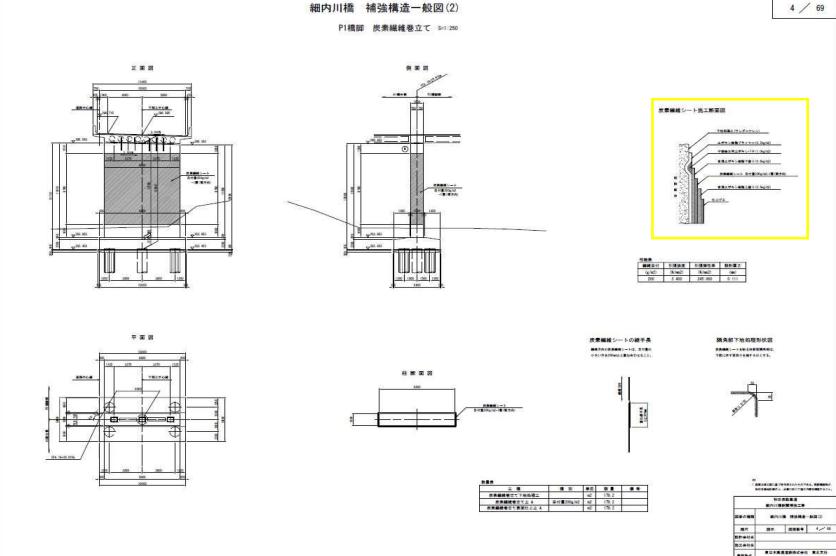
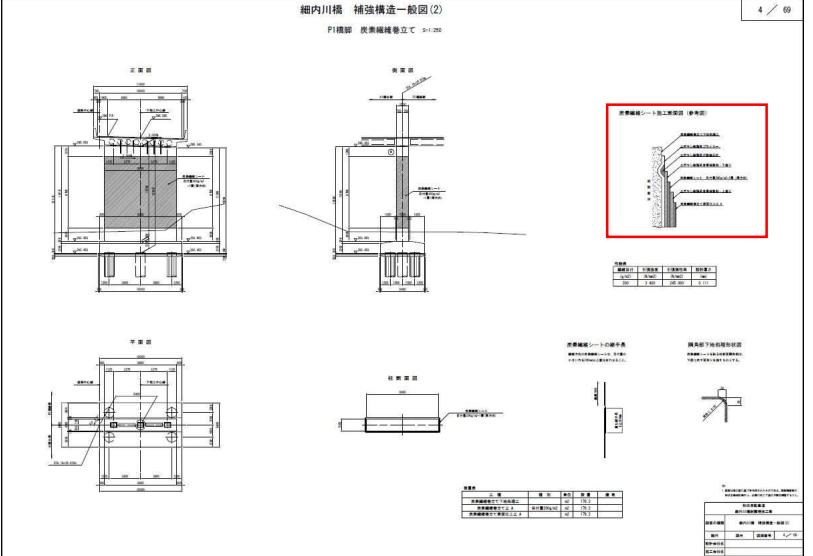
## 正誤表(22/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
<p>特記仕様書 37頁</p> <p>3 1. 補足事項</p> <p>3 1-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 秋田自動車道の4車線化事業との工程調整を行う場合がある。</p> <p>(2) 通信施設等の撤去移設（仮設を含む）を追加する場合がある。</p> <p>(3) 橋梁床版・橋脚・橋台等のコンクリート構造物の補修を追加する場合がある。</p> <p>(4) 橋梁床版・橋脚・橋台等のコンクリート構造物の含有塩分量調査のため、足場工および試料採取を追加する場合がある。</p> <p>3 1-2 遠隔立会</p> <p>本工事は、遠隔立会を行うものとする。</p> <p>遠隔立会とは、受注者、発注者双方で行う工事目的物の品質管理、出来形管理等に係る試験、検査等及びこれら試験、検査等における立会いを必要とする作業に関し、デジタル通信等技術を活用し遠隔地からの試験、検査等の立会い（以下、「遠隔立会」という。）の実施により、受注者、発注者相互の業務・作業の効率化を図ると共に、契約の適正な履行として施工履歴管理を目的とし、ウェブカメラやモバイルPC、タブレット及びスマートフォン等のデバイスを活用した遠隔からの立会を行なうものである。</p> <p>遠隔立会の対象は以下に規定する立会いを対象とし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>【遠隔立会対象】</p> <p>上木工事共通仕様書1-30（検査及び立会い）</p> <p>【打合せや協議等】</p> <p>工程打合せや条件変更に係る協議等においても、テレビ会議システム等を積極的に実施するものとする。</p> <p>3 1-3 工事記録の作成及び提出について</p> <p>(1) 共通仕様書1-51-2に規定する工事記録作成要領は、平成18年10月版とする。</p> <p>(2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 元丁届（様式-1 3-1）」をしん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて、照査結果の通知を受けるものとする。</p> <p>(3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。</p> <p>3 1-4 無線電話等使用</p> <p>受注者は、業務の実施に当つて無線電話を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。</p> <p>なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。</p> <p>3 1-5 緊急時の協力業務</p> <p>工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行なうものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報</p> <p>(2) 発炎筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除</p>	<p>3 1. 補足事項</p> <p>3 1-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 秋田自動車道の4車線化事業との工程調整を行う場合がある。</p> <p>(2) 通信施設等の撤去移設（仮設を含む）を追加する場合がある。</p> <p>(3) 橋梁床版・橋脚・橋台等のコンクリート構造物の補修を追加する場合がある。</p> <p>(4) 橋梁床版・橋脚・橋台等のコンクリート構造物の含有塩分量調査のため、足場工および試料採取を追加する場合がある。</p> <p>3 1-2 遠隔立会</p> <p>本工事は、遠隔立会を行うものとする。</p> <p>遠隔立会とは、受注者、発注者双方で行う工事目的物の品質管理、出来形管理等に係る試験、検査等及びこれら試験、検査等における立会いを必要とする作業に関し、デジタル通信等技術を活用し遠隔地からの試験、検査等の立会い（以下、「遠隔立会」という。）の実施により、受注者、発注者相互の業務・作業の効率化を図ると共に、契約の適正な履行として施工履歴管理を目的とし、ウェブカメラやモバイルPC、タブレット及びスマートフォン等のデバイスを活用した遠隔からの立会を行うものである。</p> <p>遠隔立会の対象は以下に規定する立会いを対象とし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>【遠隔立会対象】</p> <p>上木工事共通仕様書1-30（検査及び立会い）</p> <p>【打合せや協議等】</p> <p>工程打合せや条件変更に係る協議等においても、テレビ会議システム等を積極的に実施するものとする。</p> <p>3 1-3 工事記録の作成及び提出について</p> <p>(1) 共通仕様書1-51-2に規定する工事記録作成要領は、令和5年7月版とする。</p> <p>(2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 元丁届（様式-1 4-1）」をしん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて、照査結果の通知を受けるものとする。</p> <p>(3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。</p> <p>3 1-4 無線電話等使用</p> <p>受注者は、業務の実施に当つて無線電話を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。</p> <p>なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。</p> <p>3 1-5 緊急時の協力業務</p> <p>工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行なうものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報</p> <p>(2) 発炎筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除</p>	<p>3 1. 補足事項</p> <p>3 1-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 秋田自動車道の4車線化事業との工程調整を行う場合がある。</p> <p>(2) 通信施設等の撤去移設（仮設を含む）を追加する場合がある。</p> <p>(3) 橋梁床版・橋脚・橋台等のコンクリート構造物の補修を追加する場合がある。</p> <p>(4) 橋梁床版・橋脚・橋台等のコンクリート構造物の含有塩分量調査のため、足場工および試料採取を追加する場合がある。</p>

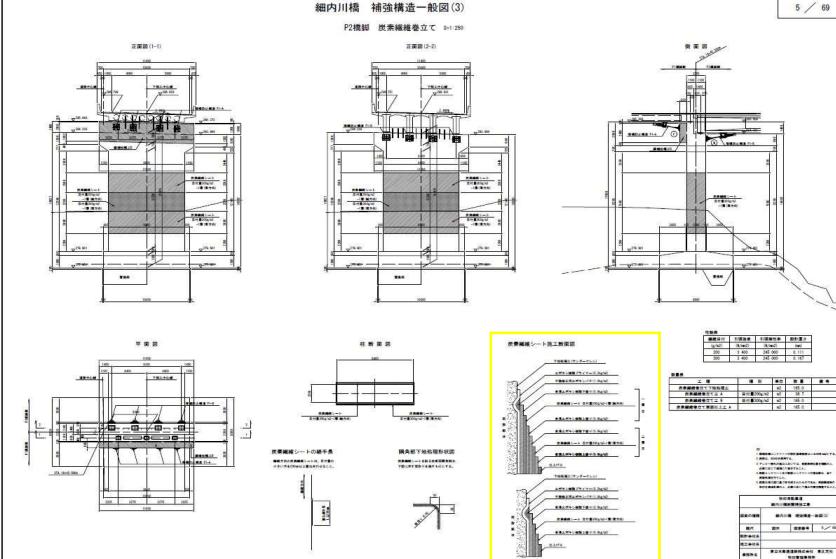
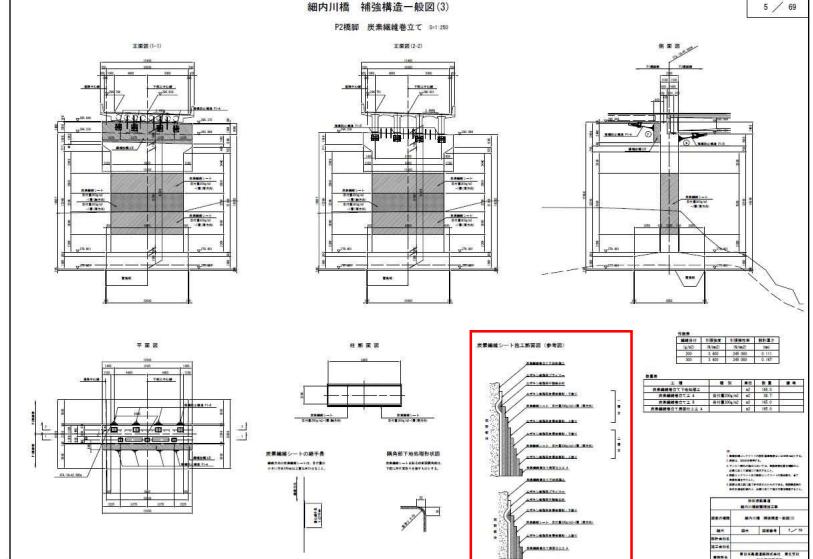
正誤表(23/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 4/69	<p>細内川橋 振強構造一般図(2) P1 橋脚 斜張橋脚巻立て 3-1-20</p>  <p>細内川橋 振強構造一般図(2) P1 橋脚 斜張橋脚巻立て 3-1-20</p> 	

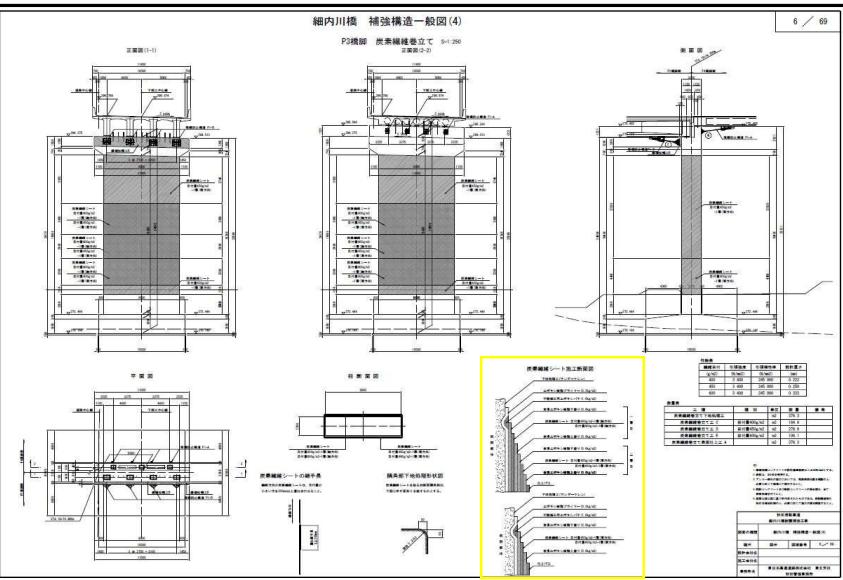
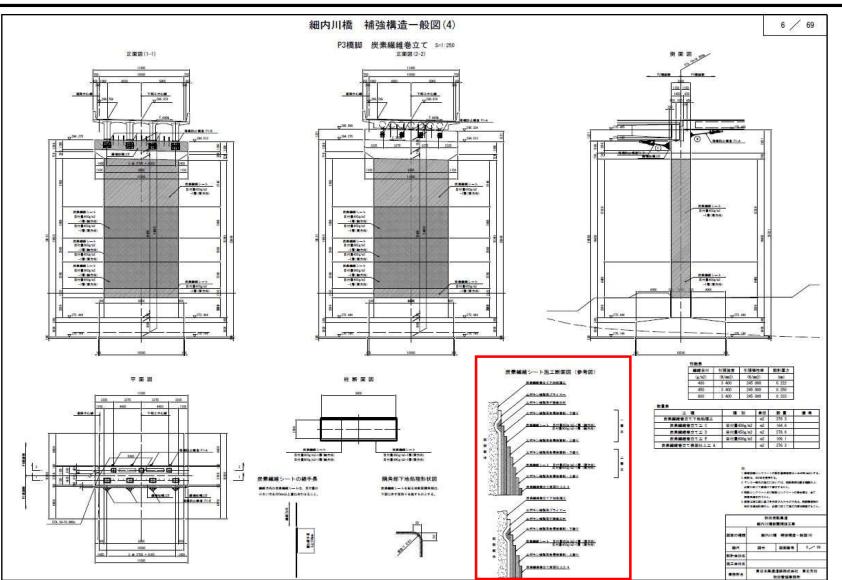
正誤表(24/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 5/69		

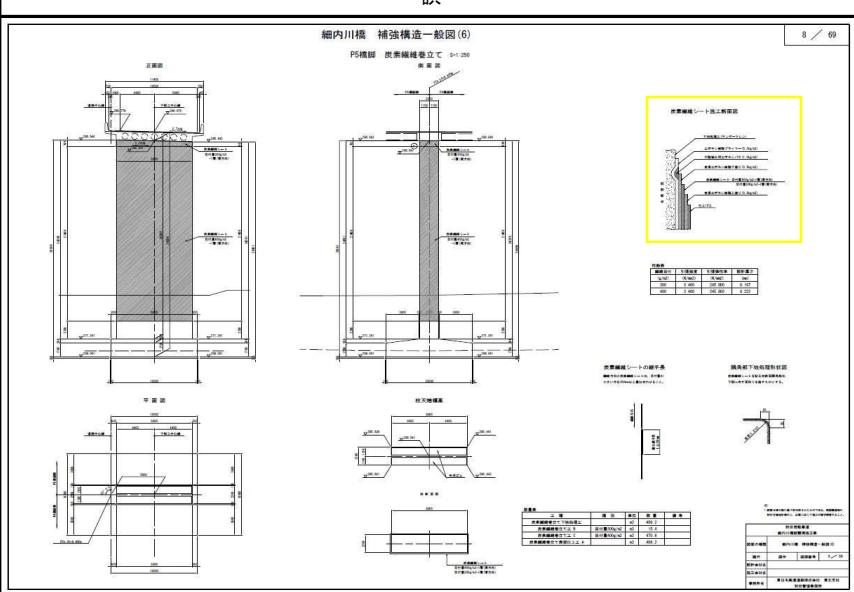
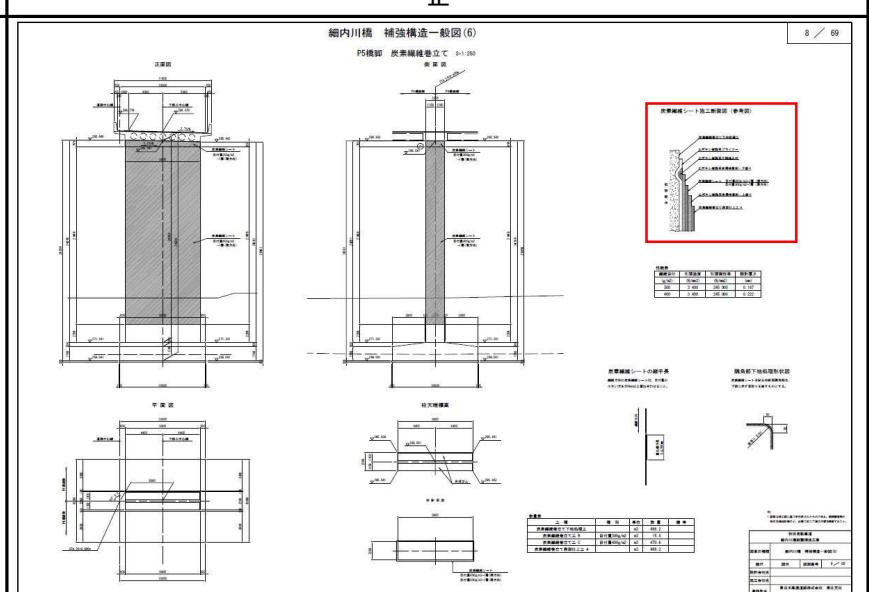
正誤表(25/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 6/69		

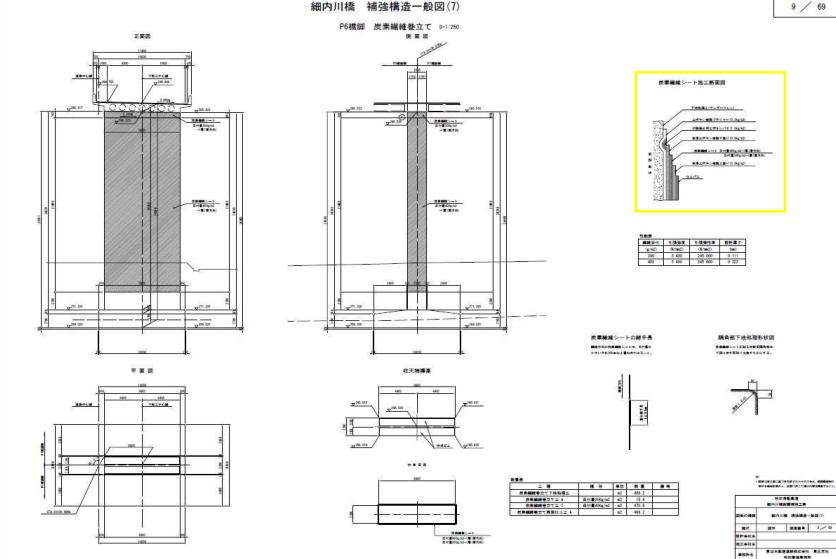
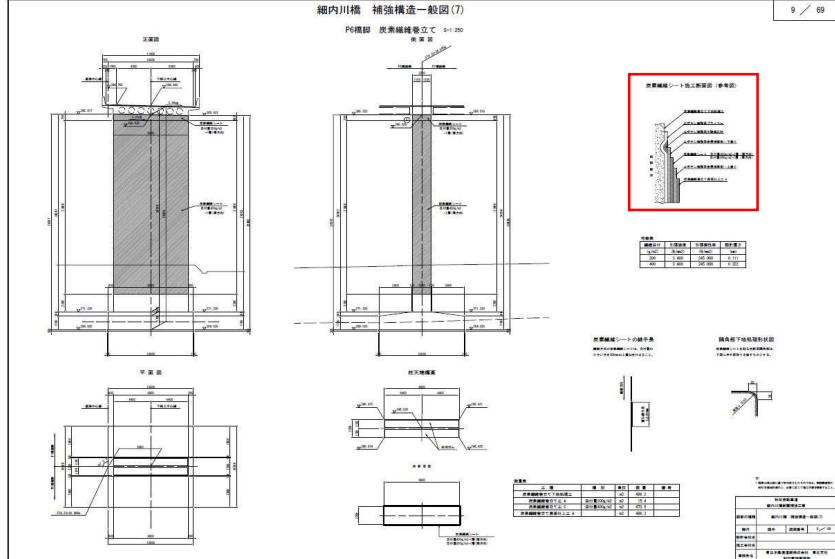
正誤表(26/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 8/69		

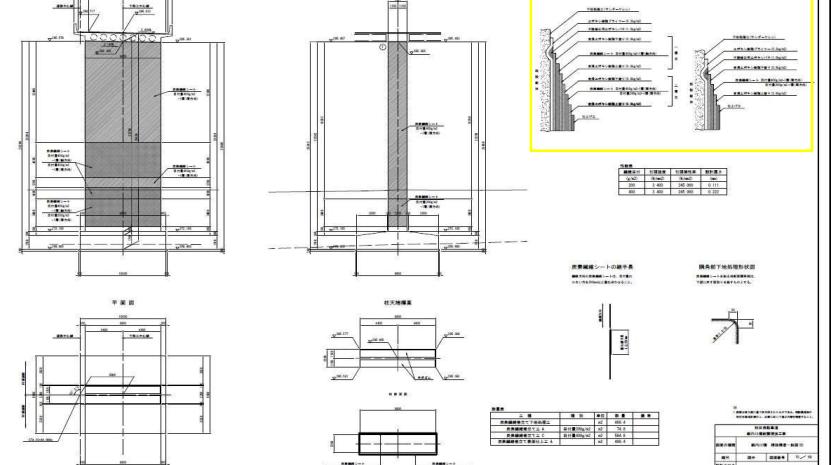
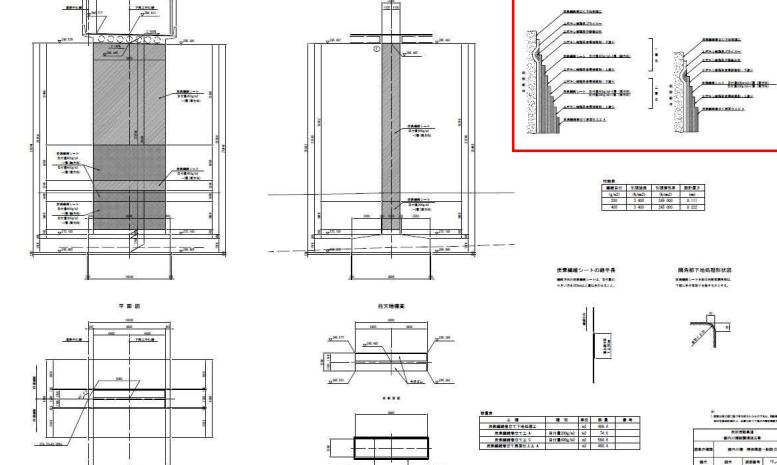
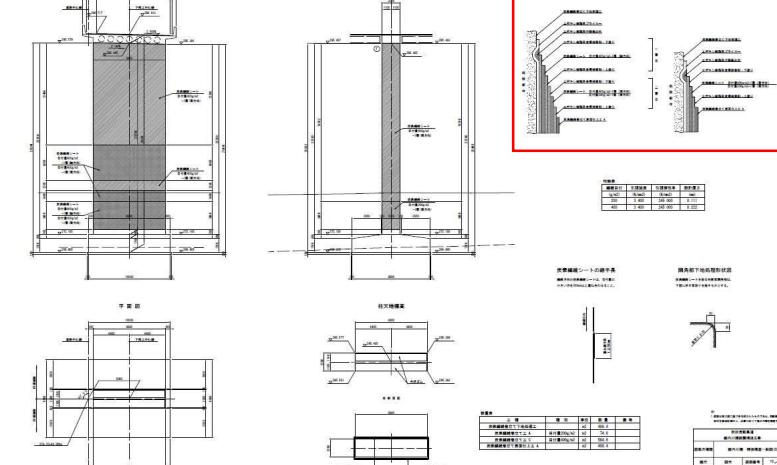
正誤表(27/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 9/69	<p>細内川橋 補強構造一般図(7) P6橋脚 袋素縦縫巻立て S-1-250 9 / 69</p>  <p>細内川橋 補強構造一般図(7) P6橋脚 袋素縦縫巻立て S-1-250 9 / 69</p> 	

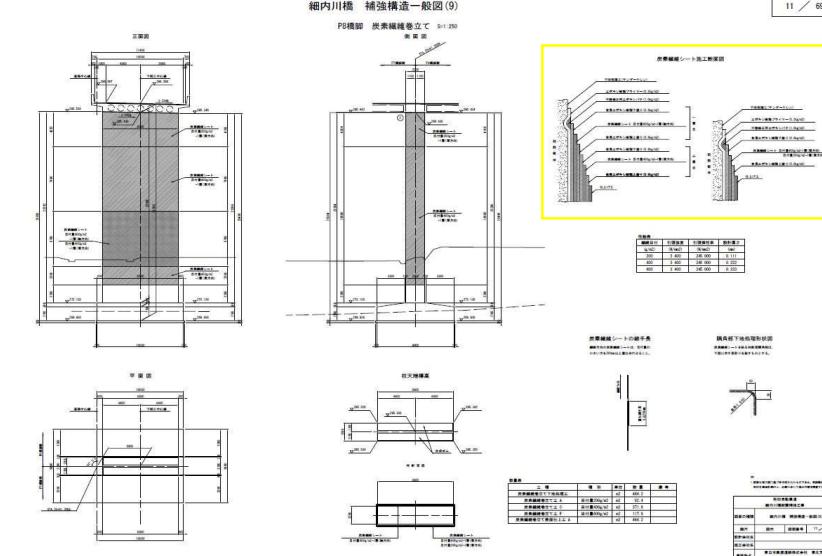
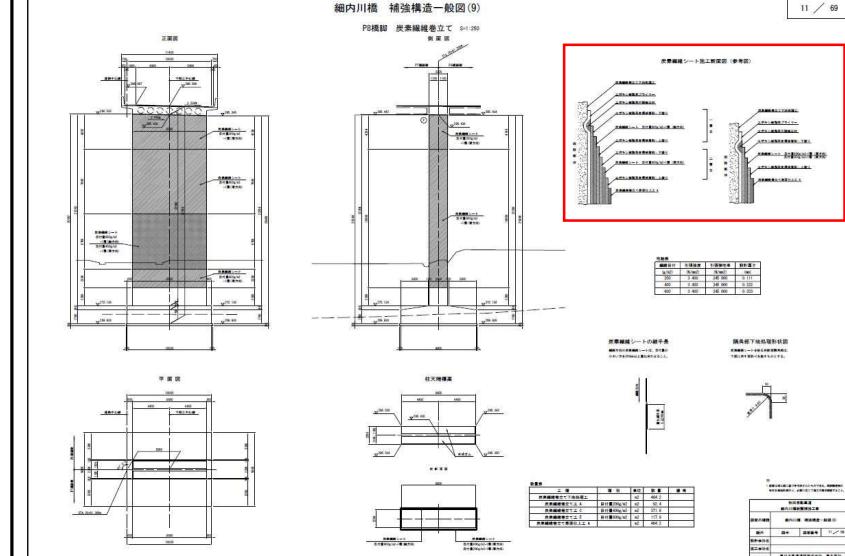
### 正誤表(28/40)

## (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 10/69	<p>細内川橋 補強構造一般図(8) P7橋脚 混素繩維巻立て 0-1/250 断面図</p>  <p>細内川橋 補強構造一般図(8) P7橋脚 混素繩維巻立て 0-1/250 断面図</p> 	<p>細内川橋 補強構造一般図(8) P7橋脚 混素繩維巻立て 0-1/250 断面図</p> 

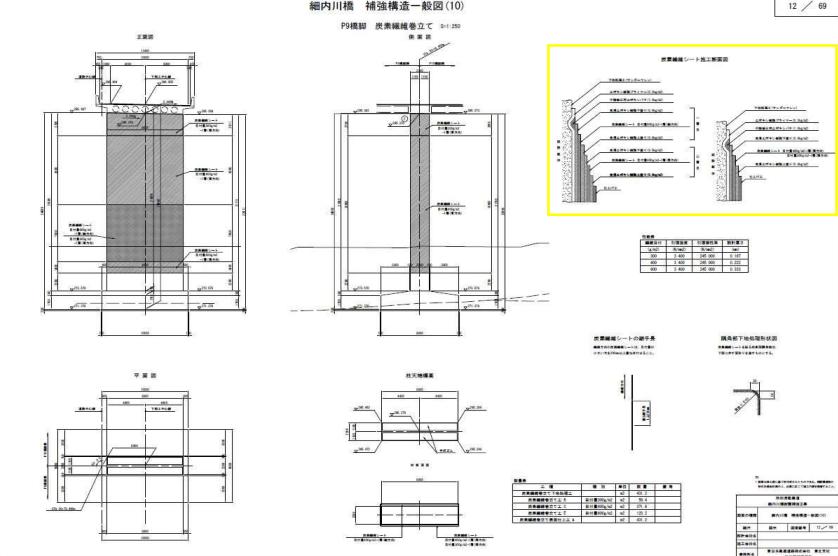
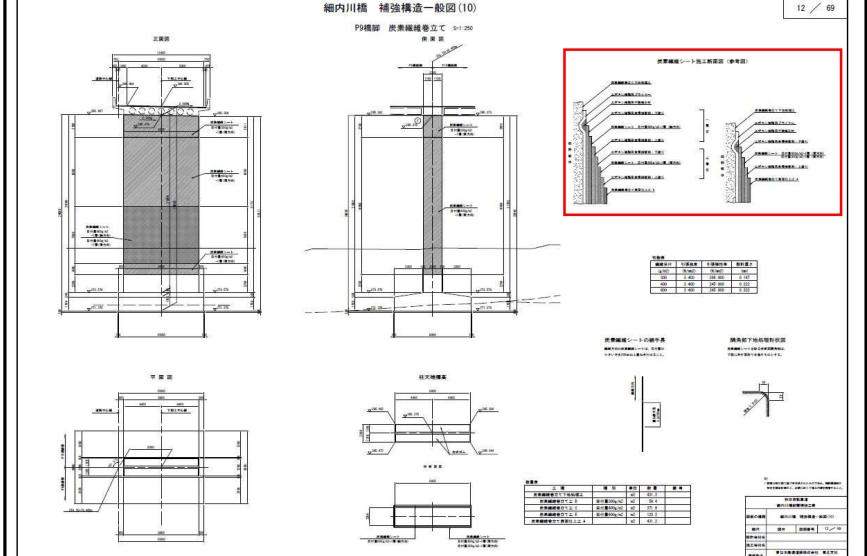
正誤表(29/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 11/69		

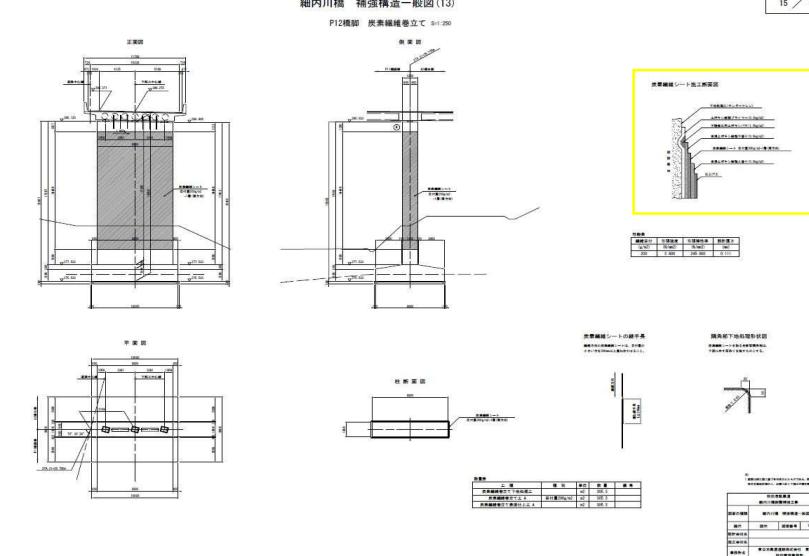
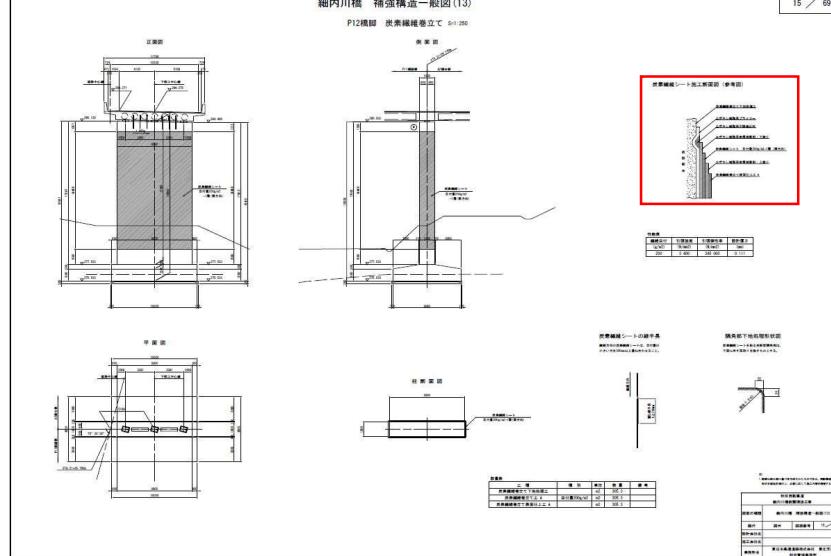
正誤表(30/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(細内川橋) 12/69		

正誤表(31/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

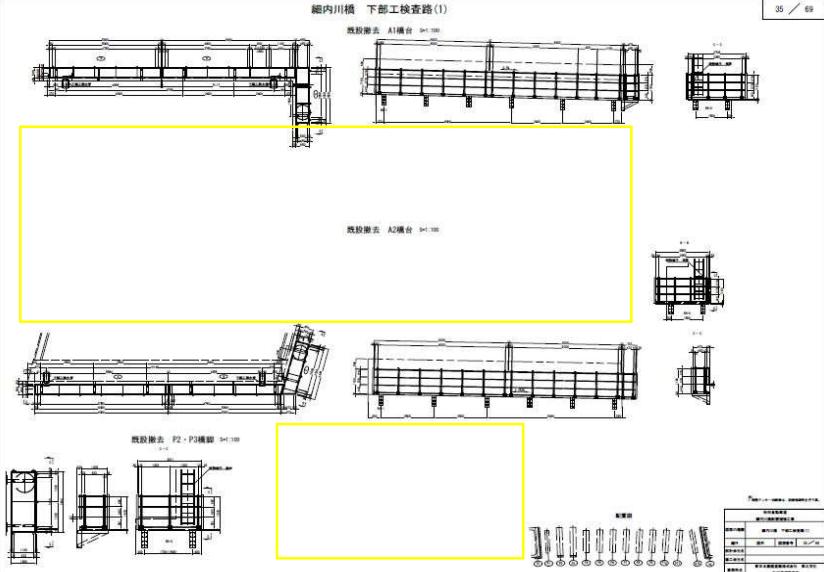
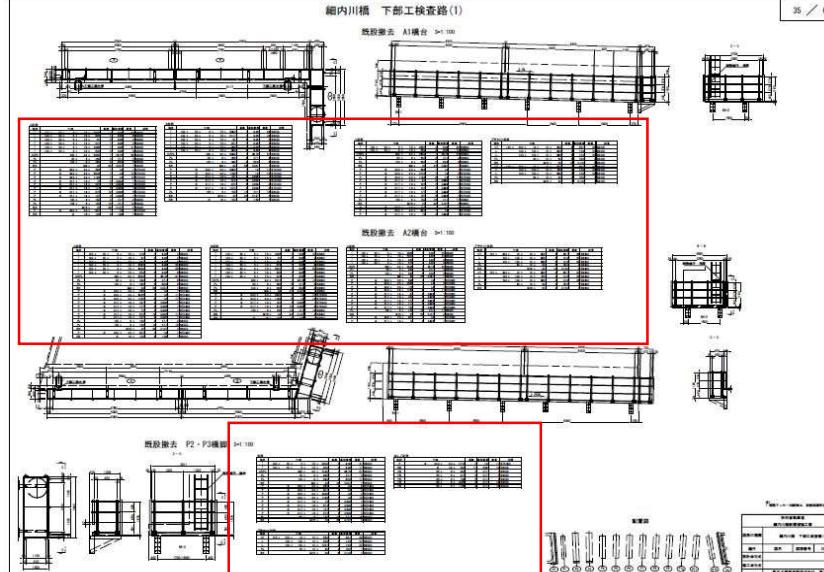
対象	誤	正
設計図(細内川橋) 15/69	<p>細内川橋 補強構造一般図(13) P12橋脚 捶索縄緯巻立て S=1.200</p> <p>15 / 69</p>  <p>細内川橋 補強構造一般図(13) P12橋脚 捶索縄緯巻立て S=1.200</p> <p>15 / 69</p> 	

### 正誤表(32/40)

## (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

正誤表(33/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

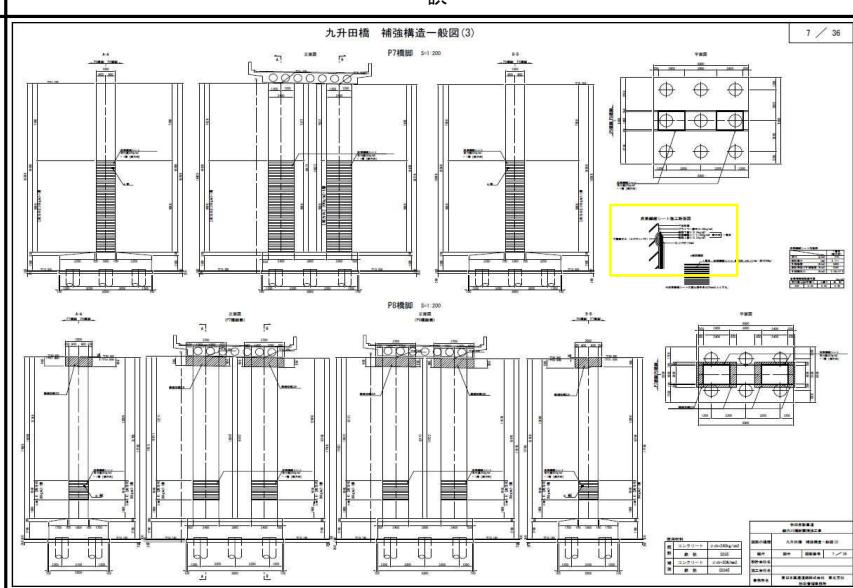
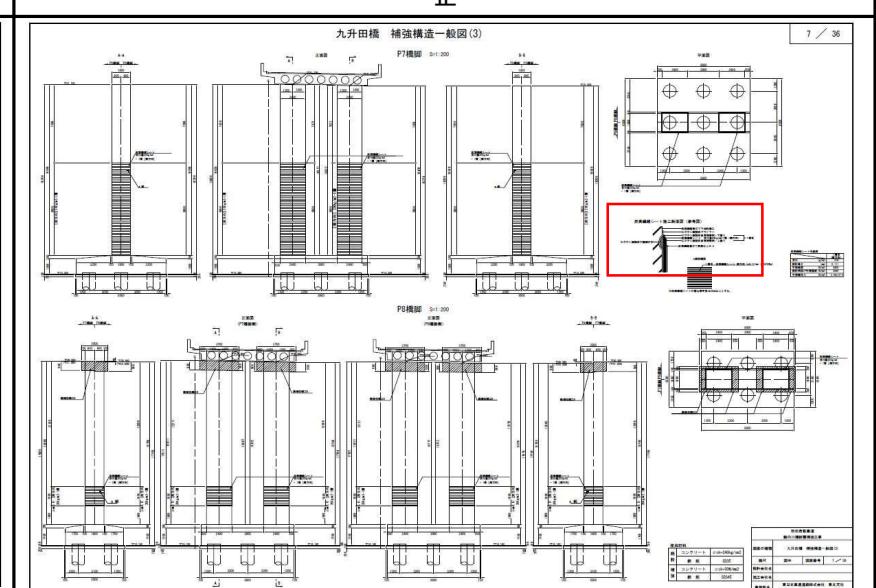
対象	誤	正
設計図(細内川橋) 35/69		

### 正誤表(34/40)

## (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

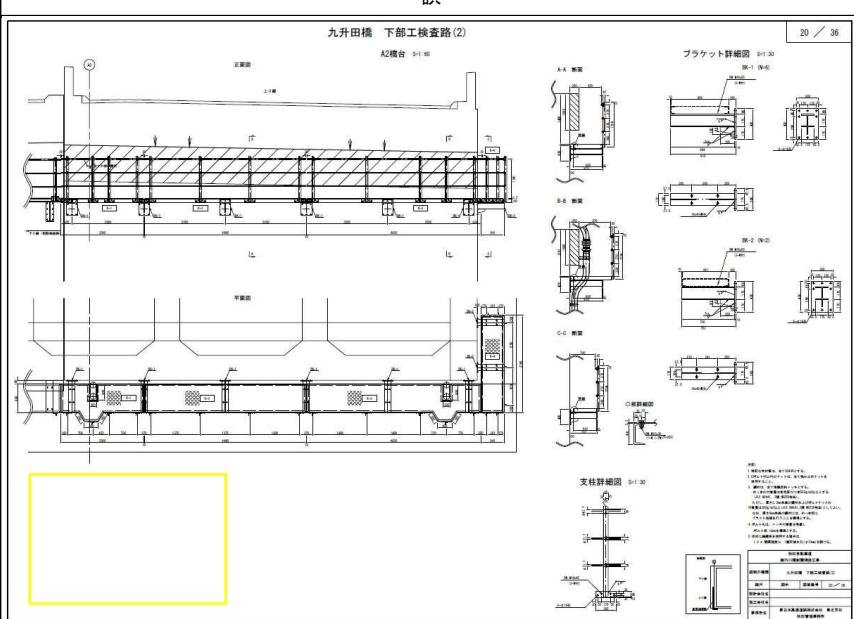
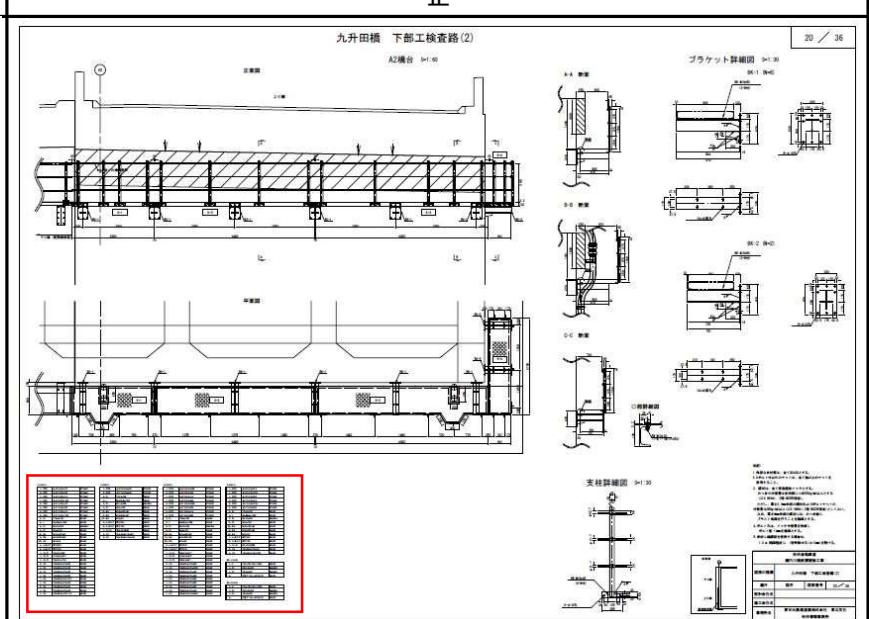
正誤表(35/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(九升田橋) 7/36		

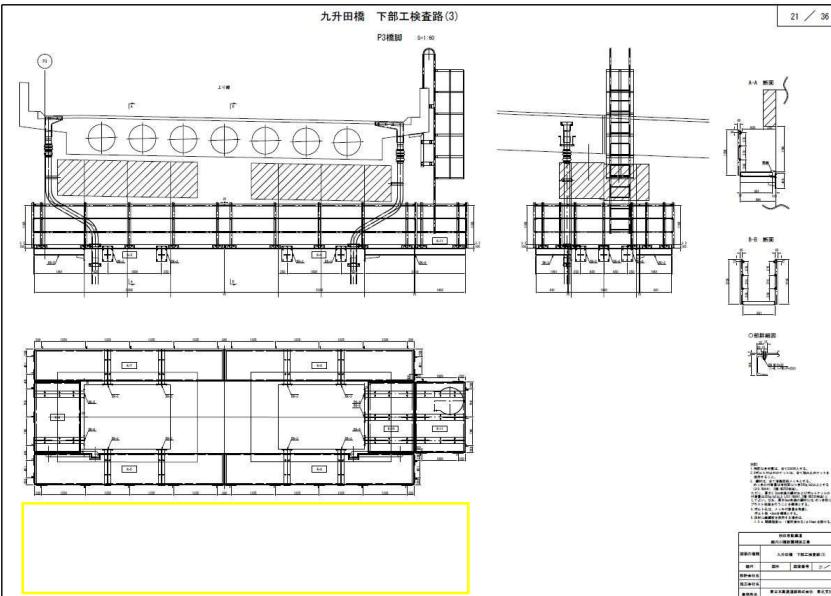
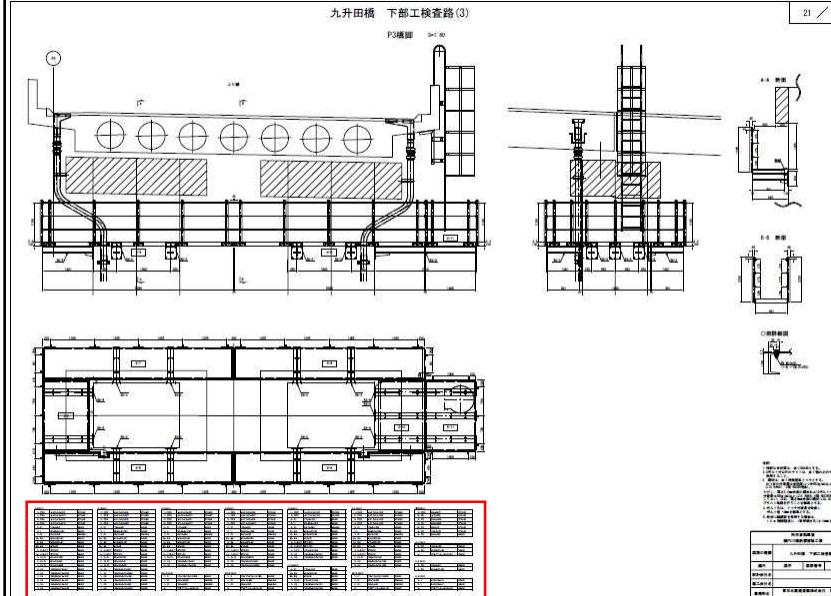
正誤表(36/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(九升田橋) 20/36		

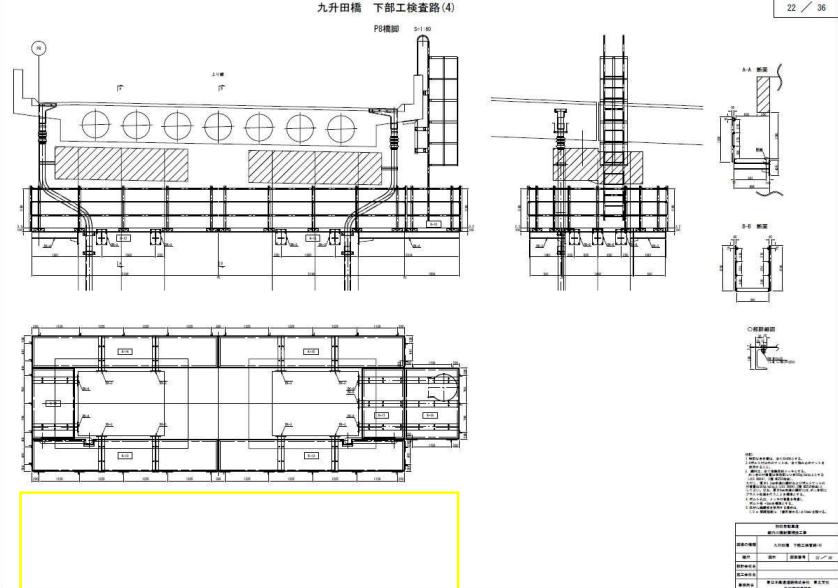
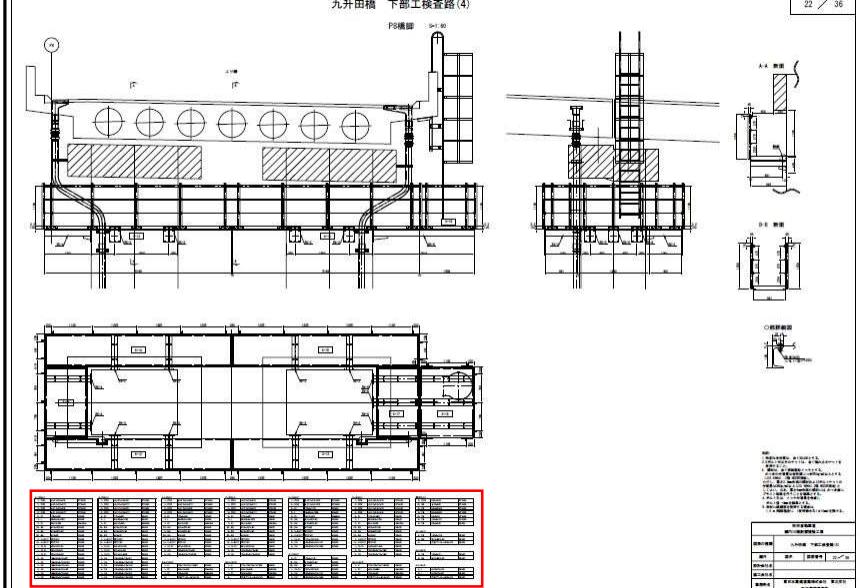
正誤表(37/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(九升田橋) 21/36		

正誤表(38/40)

(工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

対象	誤	正
設計図(九升田橋) 22/36		

### 正誤表(39/40)

## (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

## (工事名)秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

### 正誤表(40／40)